

有価証券報告書

(第 98 期) 自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

株式会社ダイドーリミテッド

E00550

第98期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ダイドーリミテッド

目 次

頁

第98期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【事業等のリスク】	12
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
4 【経営上の重要な契約等】	18
5 【研究開発活動】	18
第3 【設備の状況】	19
1 【設備投資等の概要】	19
2 【主要な設備の状況】	19
3 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【自己株式の取得等の状況】	58
3 【配当政策】	59
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	60
第5 【経理の状況】	77
1 【連結財務諸表等】	78
2 【財務諸表等】	133
第6 【提出会社の株式事務の概要】	143
第7 【提出会社の参考情報】	144
1 【提出会社の親会社等の情報】	144
2 【その他の参考情報】	145
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	146

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【事業年度】	第98期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
【会社名】	株式会社ダイドーリミテッド
【英訳名】	DAIDOH LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 鍋 割 宰
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田三丁目1番16号
【電話番号】	03(3257)5022
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務部長 白 子 田 圭 一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田三丁目1番16号
【電話番号】	03(3257)5022
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務部長 白 子 田 圭 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第94期	第95期	第96期	第97期	第98期
決算年月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
売上高 (百万円)	21,408	27,272	26,368	23,596	17,299
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△1,448	△384	259	△360	△2,204
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△1,521	329	△690	△1,457	△4,513
包括利益 (百万円)	△2,455	34	△1,604	△1,905	△4,103
純資産額 (百万円)	19,693	18,941	16,458	14,226	10,628
総資産額 (百万円)	45,885	43,111	40,281	36,787	35,394
1株当たり純資産額 (円)	556.69	539.44	487.10	421.40	291.23
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	△45.20	9.75	△20.69	△44.93	△138.62
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	9.61	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.9	42.4	39.2	37.2	26.9
自己資本利益率 (%)	△7.6	1.8	△4.0	△9.9	△38.9
株価収益率 (倍)	—	45.63	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△770	△876	342	1,233	95
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,482	758	△1,224	1,928	5,579
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,571	△930	362	△2,475	△1,469
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	4,502	3,474	2,880	3,527	7,723
従業員数 (名)	924	808	759	730	866
〔外、平均臨時雇用者数〕	[721]	[677]	[659]	[647]	[651]

- (注) 1. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)を含んでおりません。
2. 従業員数は就業人員数を表示しております。
3. 第94期、第96期、第97期及び第98期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第94期、第96期、第97期及び第98期における株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第96期の期首から適用しており、第95期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第94期	第95期	第96期	第97期	第98期
決算年月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
営業収益 (百万円)	1,045	3,010	1,903	1,519	903
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△563	2,725	894	658	133
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△3,452	2,337	257	△294	△1,327
資本金 (百万円)	6,891	6,891	6,891	6,891	6,891
発行済株式総数 (千株)	37,696	37,696	37,696	37,696	37,696
純資産額 (百万円)	14,699	16,357	15,083	14,401	14,528
総資産額 (百万円)	29,094	29,859	29,978	27,917	26,731
1株当たり純資産額 (円)	432.24	477.68	459.51	437.34	439.42
1株当たり配当額 (円)	10.00	10.00	5.00	2.50	0.00
(1株当たり中間配当額) (円)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△102.59	69.22	7.73	△9.06	△40.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	68.26	7.60	—	—
自己資本比率 (%)	50.1	54.2	49.7	50.9	53.7
自己資本利益率 (%)	△20.6	15.2	1.7	△2.0	△9.3
株価収益率 (倍)	—	6.43	41.92	—	—
配当性向 (%)	—	14.4	64.7	—	—
従業員数 (名)	65	39	43	42	38
〔外、平均臨時雇用者数〕	[27]	[15]	[6]	[9]	[10]
株主総利回り (%)	73.2	77.2	59.1	47.6	45.1
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	[133.7]	[154.9]	[147.1]	[101.9]	[162.3]
最高株価 (円)	487	487	472	335	238
最低株価 (円)	398	420	250	159	169

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数を表示しております。

3. 第94期、第97期及び第98期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第94期、第97期及び第98期における株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

年月	概要
1879年	創業 栗原イネ 製織事業を起業
1918年 4 月	栗原紡織合名会社設立
1936年 3 月	栗原毛織株式会社設立 稲沢工場(紡績・機織)を建設
1941年 3 月	栗原毛織株式会社は株式会社関西製絨所を合併し、(旧)大同毛織株式会社を設立、紡織から織物整理までの一貫生産体制を整えた
1949年10月	企業再建整備法により大同毛織株式会社に改組、新発足
1950年 4 月	高級紳士服地「ミリオンテックス」発売
1950年 5 月	株式を東京証券取引所に上場
1950年 6 月	株式を名古屋証券取引所に上場
1953年11月	小田原工場(紡績)を建設
1964年 1 月	既製服の製造販売会社として、株式会社ニューヨーカーを設立
1964年11月	織物の整理を担当する守山工場を分離し、関絨株式会社を設立
1965年 6 月	織物の販売会社として、ミリオンテックス株式会社を設立
1980年 5 月	株式会社ニューヨーカー(既製服製造・販売)を吸収合併し、衣料分野に進出
1989年 8 月	商号を「大同毛織株式会社」から「株式会社ダイドーリミテッド」に変更
1993年12月	毛織物・既製服の製造会社として、日中合弁による上海同豊毛紡織時装有限公司(現大同利美特(上海)有限公司・現連結子会社)を設立
1996年 7 月	小田原工場閉鎖
1999年10月	株式会社ハンプトン(織物製造・販売)、株式会社ユニバール(織物製造・販売)を吸収合併
2001年 6 月	既製服の製造会社として、大同利美特時装(上海)有限公司(現連結子会社)を設立
2001年 7 月	既製服の製造会社として、大同清野時装(馬鞍山)有限公司(現大同佳樂登(馬鞍山)有限公司・現連結子会社)を設立
2002年 3 月	稲沢工場閉鎖
2002年 8 月	大同利美特貿易(上海)有限公司を設立
2002年 9 月	大同利美特染整(上海)有限公司を設立
2002年10月	会社分割により株式会社メンズニューヨーカー及び株式会社レディースニューヨーカーを設立、織物事業部をミリオンテックス株式会社に併合
2002年12月	ジャルダン株式会社の全株式を取得
2003年 4 月	既製服の物流会社として、株式会社ダイドートレーディングを設立
2003年 9 月	既製服の中国における販売会社として、上海紐約克服装販売有限公司(現連結子会社)を設立
2004年 3 月	株式会社ドーホーインターナショナル及びニューヨーカー工業株式会社を清算
2004年10月	注文服及び既製服の販売会社として、株式会社ギープスアンドホークスジャパンを設立
2004年11月	中国における統轄管理会社として、大同利美特(上海)管理有限公司を設立
2004年12月	手編糸の中国における販売会社として、芭貝(上海)毛線編結有限公司(現大同利美特商貿(上海)有限公司・現連結子会社)を設立
2005年 4 月	株式会社ウールロードクラブ(非連結)から株式会社N. Y. クロージングに社名変更 既製服の販売代行として、株式会社ジェ・ディ・ビジネスクリエーションを設立

年月	概要
2005年 5 月	既製服の中国における販売会社として、北京紐約克服装販売有限公司を設立
2005年10月	当社グループにおける管理業務代行会社として、株式会社ダイドーシェアードサービスを設立
2006年 8 月	株式会社ニューヨーカーを設立
2006年 9 月	株式会社ジェイ・ディ・ビジネスクリエーションを解散
2006年10月	衣料製品事業である株式会社ニューヨーカー、株式会社メンズニューヨーカー、株式会社レディースニューヨーカー、株式会社N. Y. クロージング、株式会社マイスーツクラブ、株式会社パークレイは、株式会社ニューヨーカーを存続会社として吸収合併
2006年10月	衣料製品事業のジャルダン株式会社と衣料原料事業の株式会社パピー（子会社の株式会社パップスを含む）を合併し、社名を株式会社パピージャルダンに変更
2007年 8 月	株式会社ダイドーインターナショナルを設立
2007年10月	ミリオンテックス株式会社は、株式会社ダイドーインターナショナルに吸収合併
2007年10月	株式会社ダイドートレーディングは、株式会社ダイドーインターナショナルに営業権譲渡し解散
2007年10月	株式会社ギープスアンドホークスジャパンを解散
2007年12月	持分法適用関連会社である株式会社リパティジャパンにおけるLiberty Retail PLC. との合併契約を終了
2008年 2 月	株式会社ユースーツを解散
2008年 3 月	株式会社ダイドーアドバンスの全株式を譲渡
2008年11月	株式会社パピージャルダンは、株式会社ダイドーインターナショナルに吸収合併
2009年 4 月	北京紐約克服装販売有限公司は、愛雅仕商貿（北京）有限公司に社名変更
2010年 4 月	株式会社ダイドーリミテッドは、不動産賃貸事業を会社分割して株式会社ダイドーインターナショナルに承継し、純粋持株会社に移行
2010年 4 月	株式会社ダイドーインターナショナルは、株式会社ダイナシティを吸収合併して株式会社ダイナシティに社名変更
2010年 4 月	株式会社ダイナシティより新設分割により株式会社ダイドーインターナショナルを設立
2010年 4 月	株式会社ダイドーシェアードサービスを解散
2010年 7 月	大都利美特（中国）投資有限公司（現連結子会社）を設立
2011年 6 月	芭貝（上海）毛線編結有限公司は、大同利美特商貿（上海）有限公司（現連結子会社）に社名変更
2012年12月	大同利美特（上海）管理有限公司は、大都利美特（中国）投資有限公司（現連結子会社）に吸収合併
2013年12月	愛雅仕商貿（北京）有限公司を清算
2015年 2 月	大同利美特貿易（上海）有限公司を清算
2016年 9 月	大同利美特（上海）有限公司、松江工場の操業を停止
2016年11月	Pontetort S. p. A. 及びその子会社 1 社の株式を取得し、連結子会社化
2018年 1 月	株式会社ダイナシティは、株式会社ニューヨーカー及び株式会社ダイドーインターナショナルを吸収合併して株式会社ダイドーフォワード（現連結子会社）に社名変更
2019年 3 月	大同利美特染整（上海）有限公司を清算
2020年10月	大同利美特（上海）有限公司を清算
2021年 1 月	持分法適用関連会社の株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンの株式を追加取得し、連結子会社化

3 【事業の内容】

当社グループが営む主な事業内容と、事業を構成している㈱ダイドーリミテッド（以下「当社」という。）及び関係会社の当該事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

『衣料事業』

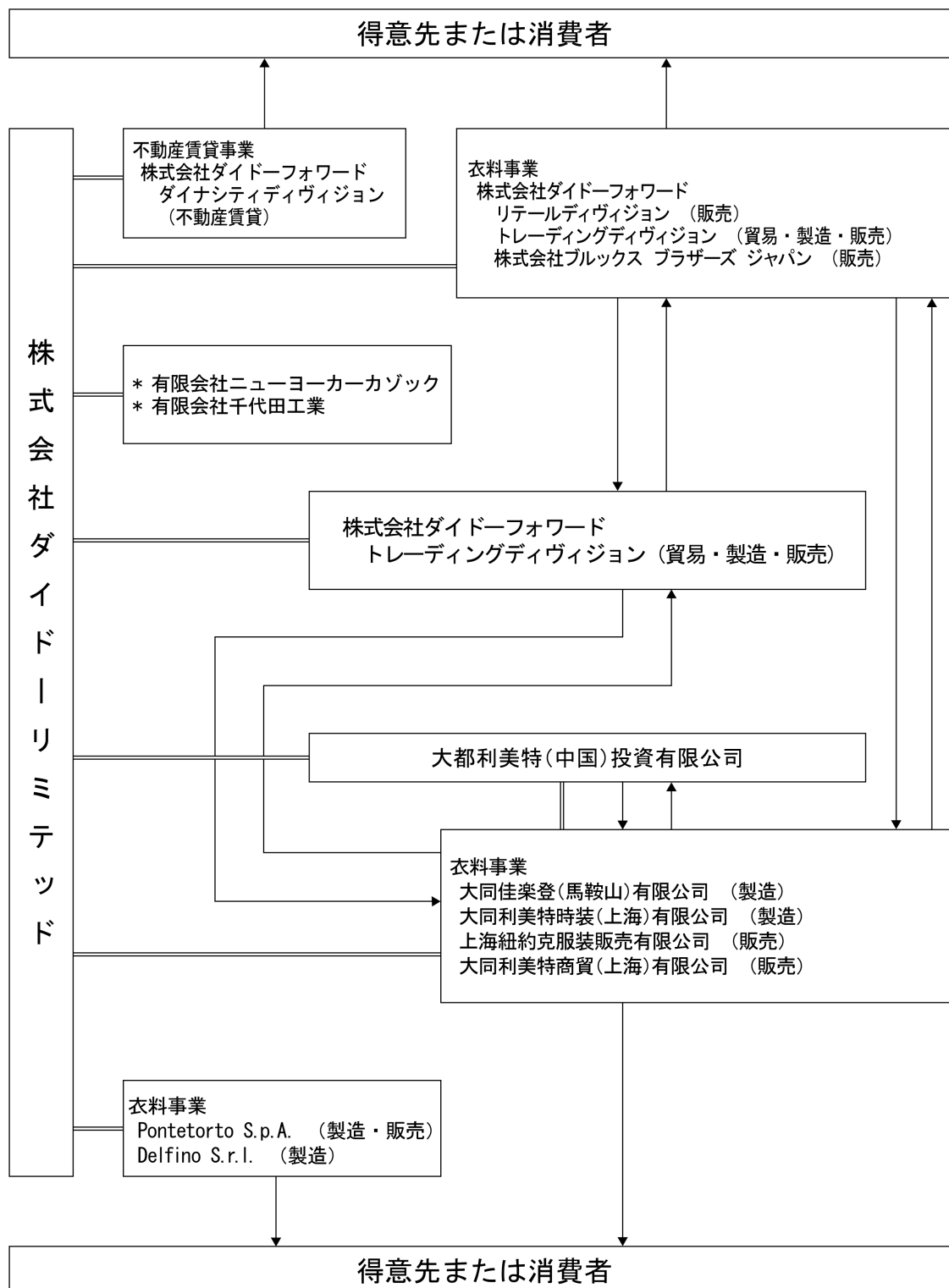
事業者向けの衣料用繊維素材及び消費者向けの紳士・婦人衣料製品等の製造販売を行っております。

『不動産賃貸事業』

ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等を行っております。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

当社グループの状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



(注) 無印 連結子会社
* 非連結子会社

==== 出資状況 (間接出資を含む)

→ 取引の流れ

2020年10月に、大同利美特(上海)有限公司は清算いたしました。
2021年1月に、持分法適用関連会社でありました株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンの株式を追加取得し、連結子会社といたしました。

4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権所有 の割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
大都利美特（中国）投資有限公司 (注) 2	中華人民共和国上海市	千米ドル 32,000	全社共通	100.0	当社グループの在中国子会社の経営 管理を行っております。 役員の兼任あり。
大同利美特時装(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 3,350	衣料事業	100.0 (10.4)	衣料製品の製造加工を行っております。 役員の兼任あり。
大同佳樂登(馬鞍山)有限公司 (注) 2	中華人民共和国安徽省	千米ドル 13,110	衣料事業	100.0 (11.5)	衣料製品の製造加工を行っております。 役員の兼任あり。
上海紐約克服装販売有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 4,690	衣料事業	95.7 (21.3)	当社グループの製品を販売しており ます。役員の兼任あり。
大同利美特商貿(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 670	衣料事業	100.0 (10.4)	当社グループの製品を販売しており ます。役員の兼任あり。
Pontetorto S.p.A. (注) 4	イタリアトスカーナ州	千ユーロ 1,549	衣料事業	90.0	衣料用原料の製造加工を行っており ます。役員の兼任あり。
㈱ダイドーフォワード (注) 4	東京都千代田区	100	衣料事業 不動産 賃貸事業	100.0	当社グループの製品の販売、製造加 工、物流及び不動産事業の運営、管 理を行っております。 役員の兼任あり。
㈱ブルックス ブラザーズ ジャパン	東京都港区	125	衣料事業	80.5	当社グループの製品を販売しており ます。役員の兼任あり。
その他 1 社	—	—	—	—	—

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 議決権に対する所有割合の（内書）は間接所有であります。

4. 株式会社ダイドーフォワード及びPontetorto S.p.A.については、売上高（連結会社相互間の内部売上を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	株式会社 ダイドーフォワード	Pontetorto S.p.A.
(1) 売上高	12,904百万円	4,144百万円
(2) 経常利益又は経常損失(△)	△1,702百万円	69百万円
(3) 当期純利益又は当期純損失(△)	△3,823百万円	45百万円
(4) 純資産額	△113百万円	998百万円
(5) 総資産額	10,825百万円	4,113百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
衣料事業	808 (613)
不動産賃貸事業	13 (26)
全社 (共通)	45 (12)
合 計	866 (651)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(注) 2. 主に株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンの連結子会社化により前連結会計年度末に比べ従業員数が増加しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38 (10)	52.2	24.7	6,210

セグメントの名称	従業員数(名)
全社 (共通)	38 (10)
合 計	38 (10)

(注) 1. 平均年間給与は、諸手当及び賞与を含んでおります。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

名称	ダイドーグループユニオン (上部団体……………U Aゼンセン 製造産業部門 繊維素材部会)
組合員数	94名(2021年3月31日現在)
労使関係	正常かつ安定した労使関係を維持しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、毛織物・手編毛糸・スポーツ向け素材・紳士衣料品・婦人衣料品及び不動産賃貸と取扱品目・顧客は各部門により異なっておりますが、「お客様第一」「品質本位」の基本理念を共有して事業運営に当たっております。

原料から製品まで高い品質を追求してものづくりを進めるとともに、販売環境の整備やサービス力の向上に注力してお客様の高い評価と信頼を得ることにより、企業価値を増大させることが、株主・顧客・取引先・社員等各ステークホルダー（関係各位）の利益につながるものと認識し経営の基本理念としております。

(2) 目標とする経営指標

主な経営指標として「株主資本利益率（ROE）」を活用しております。株主資本の投資効率の向上をめざし企業価値の増大をはかるため、10%の達成を目標にしております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、日本・中国そして欧米におけるグローバルなビジネス展開を戦略の基本と位置付けて挑戦を続けております。衣料事業は製造部門と販売部門が一体となり、自信をもって販売できる「品質」の「魅力」ある商品を国内外に提供し、不動産賃貸事業は保有する資産を有効に活用し、それぞれの地域特性に合わせた価値向上に取り組んでまいります。

当社グループは、部門間の連携を強化して事業環境の変化に対応し、各事業においてお客様にご満足いただけるよう商品やサービスの質の向上に取り組み、企業価値の向上を目指してまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

日本国内は人口減少・少子高齢化とともに消費者の志向の多様化が進んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ライフスタイルや消費行動が大きく変化しております。海外においても、消費者が求める商品やサービスの変化から、当社グループの事業領域では企業間の競争が激しさを増しております。

当社グループを取り巻く市場環境は先行き不透明な状況にありますが「お客様第一」「品質本位」の経営理念のもと、製造から販売まで完結できる総合力を活かし、中長期の視点で利益を生み出せる企業グループへの進化に取り組んでまいります。

① 製造部門

縫製工場は当社グループ内の販売部門が求める製品への対応力を高め、市場が求める製品を提供し続けられる製造体制を構築し、品質競争力・コスト競争力を高めてまいります。

原材料の製造部門は、市場のトレンド変化に合わせたコレクションの提案力・価格競争力の向上をはかり、独自の技術を活かした機能性の向上に加え、リサイクル素材の活用や環境に配慮した各種素材の開発により、新たな市場の開拓を推し進めてまいります。

② アパレル小売部門

当社の主力ブランドである「ニューヨーカー」は、品質の向上や魅力ある商品企画につとめ、ブランドの価値をさらに高めてまいります。ライフスタイルの変化にともない多様化するお客様の志向への対応と新たな消費者への訴求のため、ビジネスウェアのカジュアル化に対応する商品構成を強化し、オンラインストアの拡充も進めてまいります。

新たに株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンが連結子会社として加わり、衣料事業の柱として業績の回復に向け改革を進めてまいります。

③ パターンオーダー事業

メンズ・ウィメンズの「ニューヨーカー」とともに、パターンオーダーブランドの「アトラエル」の展開を進めており、「ブルックス ブラザーズ」でもメンズに加えウィメンズの展開を開始しております。また、新たに中国市場での紳士・婦人服オーダーの展開に取り組み、ユニフォームの受注強化などで新規顧客を獲得し、着実な成長を目指してまいります。

④ Eコマース事業

成長を続けるEコマース市場に対応するためシステムの刷新を行ない、実店舗とオンラインストアのお客様情報の一元管理やAIの活用により自社サイトの利便性向上を図る等、オンラインストアの拡充をはかっております。自社サイトでは情報コンテンツの充実により訪問客数の増加を図り、外部モールとの連携強化により受注件数の拡大につとめてまいります。

⑤ 不動産賃貸事業

小田原にあります商業施設「ダイナシティ」は、新しい生活様式が定着する中、地域社会のインフラとしてもご利用いただいております。引き続き地域密着・地域共生という原点を大切にしながら、新しいテナントの誘致等により、地域を牽引するライフスタイル発信拠点を目指して施設全体の魅力を高めてまいります。オフィスビルは、事業環境の変化により需要の減少が想定されますが、効率性を重視して空室率の低下につとめてまいります。

⑥ 環境対応

「国連持続可能な開発サミット」にて示された「持続可能な開発目標/Sustainable Development Goal (SDGs)」につきましては、2002年より自社工場が導入している「コンプライアンス&サプライチェーン・トータル・マネジメント・システム」および、サプライヤーの皆様へ理解と遵守適合同意をお願いしている「ダイドーサプライヤー行動規範」等、各事業を通じて対応を進めております。

当社グループは、お客様にご安心いただき、信頼を得られる品質であることを基準にものづくりを続け、長くご愛用いただける商品を提供できるようつとめてまいりました。

今後ともSDGsと当社の環境保全・CSR推進活動との整合性を確認しながら、取り組みを推進してまいります。

⑦ DX（デジタルトランスフォーメーション）

新たなデジタル技術の導入と活用により、営業・販売活動や管理業務の効率化を進め、消費行動の変化への対応とサプライチェーンの品質向上を図ってまいります。

衣料事業では、販売部門は実店舗とオンラインストアの融合を進め、シームレスな顧客サービスを提供できるよう取り組んでまいります。また、製造部門と販売部門での情報共有により在庫効率を向上し、原材料・商品のロスを最小限に抑えられるよう仕組みづくりを進めております。

CSR（企業の社会的責任）とコンプライアンス（法令遵守）につきましては、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、「お客様第一」「品質本位」の経営理念を通じて、企業価値の最大化を実現するために、的確かつ迅速に経営されるべきと考えております。その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、お取引先・社員等の各ステークホルダー（関係各位）との良好な関係を築くとともに、株主総会・取締役会・監査役会・会計監査人など、法律上の機能制度の一層の強化・改善を行ない、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を充実させてまいります。

なお、当社ホームページ（<https://www.daidoh-limited.com/>）において株主及び投資家の皆様への迅速かつ正確な情報の開示につとめるとともに、企業情報の共有化を進め、経営の透明性を高めてまいります。

また、2005年4月より施行されました個人情報保護法に関して、全役員及び全従業員に継続的な啓発を行い、必要な措置をとっております。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 消費者の志向の変化にともなうリスク

当社グループは、衣料品の縫製工場と衣料用素材工場を保有しており、縫製工場は紳士向けスーツ・婦人向けジャケット等を中心に製造し、素材工場はコート用素材やスポーツウエア用素材を製造しております。また、衣料事業の小売部門は、ファッション商品に対する消費者ニーズをとらえ、各ブランドの特徴を活かした商品開発や、各販売チャンネルに適した商品構成を実現するよう努めております。消費者の志向は多様化が進んでおり、購買行動の変化、他社との競合、シェアリングエコノミーの進展等により、衣料事業の収益が確保できない場合、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 気象状況・自然災害にともなうリスク

当社グループの衣料事業が取り扱う製品・商品は、気象状況が売上の変動に影響しやすいため、取扱商品の多品種化や販売チャンネルの分散等の対応を行っておりますが、天候不順により売上低下が生じるおそれがあります。また、自然災害や感染症の発生等により、小売部門の店舗や小田原に保有する商業施設が営業時間短縮や臨時休業を余儀なくされた場合、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 海外事業にともなうリスク

当社グループは、中華人民共和国及びイタリアに連結子会社を保有し、事業活動を行っております。現地において天災やテロ・戦争・政変及び感染症が発生した場合、事業活動の継続が困難になる場合があります。また、経済情勢や為替レートの変動のリスクがあり、これらが当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 取引先に関するリスク

当社グループは、取引開始時に取引先の経営状況を把握し、定期的に状況を確認する体制を強化しておりますが、取引先の経営状況の急激な変化等により損失が発生するおそれがあり、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 品質に関するリスク

当社グループは、「お客様に対する商品の安全の保証と品質の保証の仕組みづくり・その仕組みの維持」を主な目的とした『ダイドーエンゲージメント』（ダイドーリミテッドグループのお客様へのお約束）を発足させ、サプライヤーの皆様と共にこの活動に取り組んでおりますが、製造物責任に関わる製品事故により、当社グループの社会的信頼及びブランドイメージの低下や費用負担が生じるおそれがあり、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報に関するリスク

当社グループは、情報システムのセキュリティを強化し、個人情報の保護に関する法令その他の規範等を全社員で遵守するとともに、個人情報保護体制の継続的な管理・改善に向けて、グループを挙げて取り組んでおりますが、情報システムへの不正アクセスによる情報流出等により、当社グループの社会的信頼の低下や費用負担が生じるおそれがあり、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) コンプライアンスに関するリスク

当社グループは、日常の業務遂行において関係法令・社内規程を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するための規範として企業行動規範を定めており、コンプライアンス委員会を設置し、事業活動を行う上で留意すべき法令や社会的規範を遵守し適正な業務執行を行えるよう、役員及び従業員の啓発や内部統制体制の整備を行っております。しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、不正や違法行為に起因して問題が発生した場合、当社グループの社会的信頼及びブランドイメージの低下、損害賠償の費用負担等により、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 重要事象等について

当社グループの事業を取り巻く市場環境は、人口減少・少子高齢化に伴う消費者の志向の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響など、先行き不透明な状況にあります。当事業年度はこれらの影響を大きく受け、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している状況であり、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当社は当事業年度末の現金及び預金の残高に加え、換金可能な有価証券を保有しており、当面の資金を確保していることから、重要な資金繰りの懸念はありません。

また、当該状況を解消するための当社グループの取り組みにつきましては「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 会社の対処すべき課題」に記載のとおりであり、従って、当事象の解消ができるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急速に悪化して推移し、非常に厳しい状況が続きました。

衣料品業界におきましては、政府の緊急事態宣言にともなう商業施設の臨時休業や営業時間の短縮、外出自粛による消費マインドの低下、行動様式の変化等により、極めて厳しい状況となりました。世界規模での収束の兆しが見えない中で先行き不透明な状況が続いており、個人消費や消費マインドの回復には一定の時間を要することが見込まれます。

このような経営環境のなか、当社グループは「お客様第一」「品質本位」の経営理念を基に、事業の効率化と成長が期待される事業の強化に取り組んでまいりました。

衣料事業では、ライフスタイルや消費行動が大きく変化するなか、小売部門は販売チャネルごとの状況に応じて売上高の確保に努めるとともに、仕入をコントロールし在庫の適正化を進めてまいりました。また、Eコマースの収益拡大の取り組みの一環として、10月に自社運営のオンラインストアのリニューアルを実施いたしました。

製造部門では、グループ全体の収益基盤の再構築を図るため、中国の製造工場のニット製品製造部門の操業を停止いたしました。

不動産賃貸事業では、小田原の商業施設「ダイナシティ」は、緊急事態宣言発令時も、地域のライフラインとして、入居テナントの協力のもと食料品や医薬品等の販売店舗を中心に一部区画での営業を継続いたしました。通常営業の再開後は新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じながら営業しており、来館者数は回復しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は17,299百万円（前期比26.7%減）、営業損失は2,527百万円（前期は営業損失750百万円）、経常損失は2,204百万円（前期は経常損失360百万円）、投資有価証券評価損や減損損失等の特別損失3,321百万円を計上し繰延税金資産の取崩しをいたしました結果、親会社株主に帰属する当期純損失は4,513百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,457百万円）となりました。

資産は、前連結会計年度末に比べ1,392百万円減少し35,394百万円となり、負債は、前連結会計年度末に比べ2,204百万円増加し24,765百万円となり、純資産は、前連結会計年度末に比べ3,597百万円減少し10,628百万円となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。

衣料事業

「ニューヨーカー」ブランドを中心とする国内の小売販売は、Eコマースでの売上高は前期比で大幅に伸びましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業や外出自粛などにより実店舗売上高が低下し、売上高は前期比で減少いたしました。

製造部門は、ニット製品製造部門の操業停止や、新型コロナウイルス感染拡大の影響による取引先企業の在庫調整および低調な個人消費等から受注が減少し、売上高は前期比で減少いたしました。

以上の結果、売上高は14,258百万円（前期比28.4%減）、セグメント損失（営業損失）は2,081百万円（前期は営業損失549百万円）となりました。

不動産賃貸事業

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、小田原の商業施設「ダイナシティ」で一部区画での営業となった期間が生じたこと等により、売上高は前期比で減少いたしました。

以上の結果、売上高は3,041百万円（前期比17.4%減）、セグメント利益（営業利益）は699百万円（前期比33.1%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ4,195百万円増加し7,723百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは税金等調整前当期純損失の増加1,919百万円対して、減損損失の増加1,034百万円等の増加要因がありましたが、負ののれん発生益1,310百万円及び段階取得に係る差損677百万円や子会社清算益の増加1,044百万円等の減少要因により、前連結会計年度に比べ1,138百万円収入が減少し95百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは投資有価証券の売却による収入が2,619百万円増加したことに加え、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入が1,648百万円増加したこと等により、前連結会計年度に比べ3,651百万円収入が増加し5,579百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは短期借入金の純増減額による収入955百万円や配当の支払額84百万円の減少等により、前連結会計年度に比べ1,005百万円支出が減少し1,469百万円となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
衣料事業	6,605	△36.8
合計	6,605	△36.8

- (注) 1. 上記の金額は、販売価額によっております。
2. 上記の金額は、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

(b) 受注状況

当社グループは主として見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(c) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
衣料事業	14,258	△28.4
不動産賃貸事業	3,041	△17.4
合計	17,299	△26.7

- (注) 1. 上記の金額は、セグメント間取引の相殺消去後の数値であります。
2. 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

当連結会計年度における総資産は35,394百万円（前連結会計年度末比1,392百万円減）となりました。

当連結会計年度における自己資本比率は26.9%となり、当連結会計年度における1株当たり純資産額は291円23銭となりました。また、株主資本利益率（ROE）は、△38.9%（前連結会計年度は△9.9%）と低下いたしました。

（流動資産）

当連結会計年度における流動資産は17,403百万円（前連結会計年度末比6,308百万円増）となりました。その主な内容は、現金及び預金の増加4,195百万円や商品及び製品の増加2,247百万円等であります。

（固定資産）

当連結会計年度における固定資産は17,990百万円（前連結会計年度末比7,701百万円減）となりました。その主な内容は、投資有価証券の減少5,340百万円や繰延税金資産の減少1,504百万円、のれんの減少649百万円等であります。

（流動負債）

当連結会計年度における流動負債は14,548百万円（前連結会計年度末比265百万円増）となりました。その主な内容は、1年以内返済予定の長期借入金が2,215百万円減少した一方、預り金の増加1,213百万円やその他（主に未払金）772百万円が増加したこと等によるものであります。

（固定負債）

当連結会計年度における固定負債は10,217百万円（前連結会計年度末比1,939百万円増）となりました。その主な内容は、長期預り保証金が679百万円減少した一方、長期借入金が2,465百万円増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度における純資産は10,628百万円（前連結会計年度末比3,597百万円減）となりました。その主な内容は、利益剰余金の減少4,598百万円等であります。

(b) 経営成績の分析

（売上高）

当連結会計年度における売上高は17,299百万円（前連結会計年度比26.7%減）となりました。

セグメント別の売上高につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

（売上総利益）

衣料事業につきましては、売上高の減少に伴い、売上原価は減少いたしました。

不動産賃貸事業につきましては、減価償却費や広告宣伝費の減少等により、売上原価は減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上原価は10,150百万円（前連結会計年度比20.2%減）となり、売上総利益は7,149百万円（前連結会計年度比34.3%減）となりました。また、売上総利益率は前連結会計年度に比べ4.8ポイント低下し、41.3%となりました。

（営業利益）

衣料事業につきましては、歩合家賃や賃借料、手数料等が減少したことにより、販売費及び一般管理費は減少いたしました。

不動産賃貸事業につきましては、前連結会計年度と比べ大きな増減はなく、販売費及び一般管理費はほぼ同額となりました。

以上の結果、当連結会計年度における販売費及び一般管理費は9,676百万円（前連結会計年度比16.8%減）となり、営業損失は2,527百万円（前連結会計年度は営業損失750百万円）となりました。

(経常利益)

営業外収支は、雇用調整助成金の受給等による収入がありましたが、持分法による投資損失が発生したこと等により、費用増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度における経常損失は2,204百万円（前連結会計年度は経常損失360百万円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

特別損益は、株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンの株式取得にかかる負ののれん発生益及び段階取得に係る差損や、大同利美特（上海）有限公司の清算終了にともなう子会社清算益等の特別利益が生じたものの、Pontetorto S.p.A取得時に計上したのれん等の減損損失やニット製品製造部門の操業停止に伴う事業構造改善費用の増加や投資有価証券評価損及び投資有価証券売却損等により、損失増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純損失は2,990百万円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失1,071百万円）となり、繰延税金資産の取崩に伴う法人税等調整額の増加等により、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損失は4,513百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,457百万円）となりました。

なお、今後の見通しにつきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

また、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりです。

当社グループの運転資金需要は、主に衣料事業における原材料の仕入や製造経費、販売費及び一般管理費等であり、投資を目的とした資金需要は、主に保有する不動産への設備投資等によるものであります。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は15,230百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は7,723百万円となっております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。なお、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はございません。

なお、新型コロナウイルスの感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（追加情報）」に記載の通りであります。

④ 重要事象等について

当社グループは、「2 事業等のリスク (8) 重要事象等について」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するための当社グループの取り組みにつきましては「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 会社の対処すべき課題」に記載のとおりであり、継続企業の前提に関する不確実性は認められません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は432百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 衣料事業

当連結会計年度の主な設備投資は、販売店舗の新規出店やリニューアル等を中心とする総額225百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 不動産賃貸事業

当連結会計年度の主な設備投資は、商業施設ダイナシティの店舗のリニューアルや設備の更新等を中心とする総額205百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、テレワーク環境構築等を中心とする総額1百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 国内子会社

(2021年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械 装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
株式会社 ダイドー フォワード	ダイドー リミテッド ビル (東京都 千代田区)	不 動 産 賃 貸	店舗・ 事務所の 賃貸設備	473	2	290 (1,840.42)	12	0	780	0(1)
	ダイナ シティ (神奈川県 小田原市)	不 動 産 賃 貸	店舗・ 事務所の 賃貸設備	3,400	3	54 (129,819.81)	6	61	3,525	13(24)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品、建設仮勘定であります。

なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書しております。

(2) 在外子会社

(2021年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械 装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
Pontetorto S. p. A.	モンテ ムルロ 工場 (イタリア)	衣 料	工場、 生産設備	1,370	103	-	-	31	1,505	89 (5)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及びその他の有形固定資産であります。
 なお、金額には消費税等を含めておりません。
2. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書しております。
3. 国際財務報告基準を適用している子会社は、IFRS第16号(リース)を適用しております。当該会計基準の適用により、当該子会社の工場の賃借料等を使用権資産として計上しております。なお、上表における「建物及び構築物」の1,370百万円は、当該使用権資産であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	37,696,897	37,696,897	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 あります。
計	37,696,897	37,696,897	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

ア 旧商法に基づき定時株主総会で決議されたもの

決議年月日	2005年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 4
新株予約権の数（個） ※	30
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 3,000 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2005年6月30日から 2035年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. ① 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日から原則として1年を経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間新株予約権を行使できるものとする。

② 前項に拘わらず、新株予約権者は、以下の（ア）又は（イ）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア）新株予約権が2034年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2034年7月1日から2035年6月29日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）

③ 新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

イ 会社法に基づき定時株主総会又は取締役会で決議されたもの

決議年月日	2006年 7 月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の数（個） ※	24
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 2,400 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2006年 7 月26日から 2036年 7 月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,367 資本組入額 684
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から 1 年を経過した日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は、以下の（ア）又は（イ）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2035年 6 月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2035年 7 月 1 日から2036年 7 月25日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合
当該承認日の翌日から15日（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）
- ④ 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に承継される。ただし、承継者は、新株予約権を承継した日から 3 ヶ月に限り、新株予約権を行使することができる。
- ⑤ 1 個の本新株予約権を、さらに分割して行使することはできないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2007年 7 月 9 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の数（個） ※	28
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 2,800 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2007年 7 月25日から 2037年 7 月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,069 資本組入額 535
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から 1 年を経過した日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2036年 6 月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年 7 月 1 日から2037年 7 月24日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2008年7月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の数（個） ※	57
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 5,700 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2008年8月7日から 2038年8月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 481 資本組入額 241
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2037年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2037年7月1日から2038年8月6日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2009年 7 月 6 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の数（個） ※	114
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 11,400 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2009年 7 月24日から 2039年 7 月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 214 資本組入額 107
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から 1 年を経過した日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2038年 6 月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年 7 月 1 日から2039年 7 月23日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2010年 7 月 5 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4 当社執行役員 4
新株予約権の数（個） ※	155
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 15,500 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2010年 7 月23日から 2040年 7 月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 276 資本組入額 138
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員が役職員としての地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から 1 年を経過した日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2039年 6 月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2039年 7 月 1 日から2040年 7 月22日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2011年 7 月 4 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 3 当社執行役員 5
新株予約権の数（個） ※	179
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 17,900 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2011年 7 月22日から 2041年 7 月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 386 資本組入額 193
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員が役職員としての地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から 1 年を経過した日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2040年 6 月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2040年 7 月 1 日から2041年 7 月21日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2012年 7 月 2 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 3 当社執行役員 5
新株予約権の数（個） ※	195
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 19,500 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2012年 7 月20日から 2042年 7 月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 252 資本組入額 126
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員が役職員としての地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から 1 年を経過した日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2041年 6 月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年 7 月 1 日から2042年 7 月19日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2013年 7 月 1 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 4 当社執行役員 9
新株予約権の数（個） ※	459
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 45,900 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2013年 7 月19日から 2043年 7 月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 362 資本組入額 181
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員が役職員としての地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から 1 年を経過した日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2042年 6 月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年 7 月 1 日から2043年 7 月18日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2014年 7 月 7 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 4 当社執行役員 8
新株予約権の数（個） ※	473
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 47,300 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2014年 7 月25日から 2044年 7 月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 319 資本組入額 160
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員が役職員としての地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から 1 年を経過した日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2043年 6 月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2043年 7 月 1 日から2044年 7 月24日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2015年 7 月 6 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4 当社執行役員 7
新株予約権の数（個） ※	537
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 53,700 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2015年 7 月24日から 2045年 7 月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 333 資本組入額 167
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員が役職員としての地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から 1 年を経過した日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2044年 6 月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合
2044年 7 月 1 日から2045年 7 月23日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2016年 7 月 5 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8 当社監査役 4 当社執行役員 8
新株予約権の数（個） ※	567
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 56,700 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2016年 7 月23日から 2046年 7 月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 261 資本組入額 131
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員が役職員としての地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から 1 年を経過した日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2045年 6 月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2045年 7 月 1 日から2046年 7 月22日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2017年 7 月 4 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 3 当社執行役員 8
新株予約権の数（個） ※	739
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 73,900 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2017年 7 月22日から 2047年 7 月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 315 資本組入額 158
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員が役職員としての地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から 1 年を経過した日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から 5 年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2046年 6 月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2046年 7 月 1 日から2047年 7 月21日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2018年7月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 3 当社執行役員 9
新株予約権の数（個） ※	758
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 75,800 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月21日から 2048年7月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 297 資本組入額 149
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員が役職員としての地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2047年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2047年7月1日から2048年7月20日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2019年7月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 3 当社執行役員 9
新株予約権の数（個） ※	868
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 86,800 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2019年7月20日から 2049年7月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 228 資本組入額 114
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員が役職員としての地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2048年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2048年7月1日から2049年7月19日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	2020年7月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 3 当社執行役員 11
新株予約権の数（個） ※	951
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 95,100 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	2020年7月20日から 2050年7月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 161 資本組入額 81
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員が役職員としての地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア）新株予約権が2049年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2049年7月1日から2050年7月19日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
- （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- ④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年8月7日 (注)	—	37,696	—	6,891	(注)△2,000	5,147

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	20	17	138	29	57	34,614	34,875	—
所有株式数 (単元)	—	65,959	1,744	95,741	2,996	199	210,158	376,797	17,197
所有株式数 の割合(%)	—	17.51	0.46	25.41	0.80	0.05	55.77	100.00	—

- (注) 1. 自己株式の5,017,055株は、「金融機関」に14,107単元、「個人その他」に36,063単元、「単元未満株式の状況」に55株を含めて記載しております。当社は、「株式給付信託(J-ESOP)」導入に伴い、2009年4月1日付で自己株式428,500株及び2012年12月13日付で自己株式1,500,000株を株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(東京都中央区晴海1丁目8番12号)へ拠出しております。なお、自己株式数については、2021年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式(1,410,700株)を自己株式数に含めております。
2. 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社オンワードホールディングス	東京都中央区日本橋3丁目10番5号	6,100	17.89
株式会社ソトー	愛知県一宮市竈屋5丁目1番1号	1,595	4.68
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	931	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	754	2.21
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	646	1.90
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	642	1.88
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	628	1.84
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	387	1.14
日本毛織株式会社	兵庫県神戸市中央区明石町47番地	350	1.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-12	350	1.03
株式会社コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517-2	330	0.97
計	—	12,715	37.30

(注) 上記のほか、自己株式が5,017千株あります。なお、自己株式数については、2021年3月31日現在において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式1,410千株を自己株式に含めております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,017,000	14,107	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,662,700	326,627	同上
単元未満株式	普通株式 17,197	—	同上
発行済株式総数	37,696,897	—	—
総株主の議決権	—	340,734	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が3,606,300株及び株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する1,410,700株が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。
3. 単元未満株式数には、当社所有の自己株式が55株含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ダイドーリミテッド	東京都千代田区外神田 三丁目1番16号	3,606,300	1,410,700	5,017,000	13.30
計	—	3,606,300	1,410,700	5,017,000	13.30

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託 財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員の処遇の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関して信託銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

1. 導入の背景

当社では、従業員のインセンティブプランの一環として、米国では一般的な従業員向け報酬制度の1つであるESOP（Employee Stock Ownership Plan）について、かねてからその導入の可否について検討を進めておりましたが、2008年11月17日に経済産業省より「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」が公表され、現行法制度下における論点について概ね整理されたことを受け、米国のESOPと同様、退職時に従業員に株式を給付するプランである本制度を導入することといたしました。

また、導入後3年が経過したことを機に制度の内容や対象範囲等の見直しを実施し、付与する業績ポイントの一人当たりの上限の引き上げと年間付与ポイント総数の上限の引き上げを行うとともに、対象範囲を拡大することといたしました。

なお、当社では、2005年10月末日に退職金制度を廃止しており、本制度は勤労インセンティブ向上策として給付するものです。

2. 本制度の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社グループの従業員が退職した時点で当該退職者に対し当社株式又は当社株式の時価相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

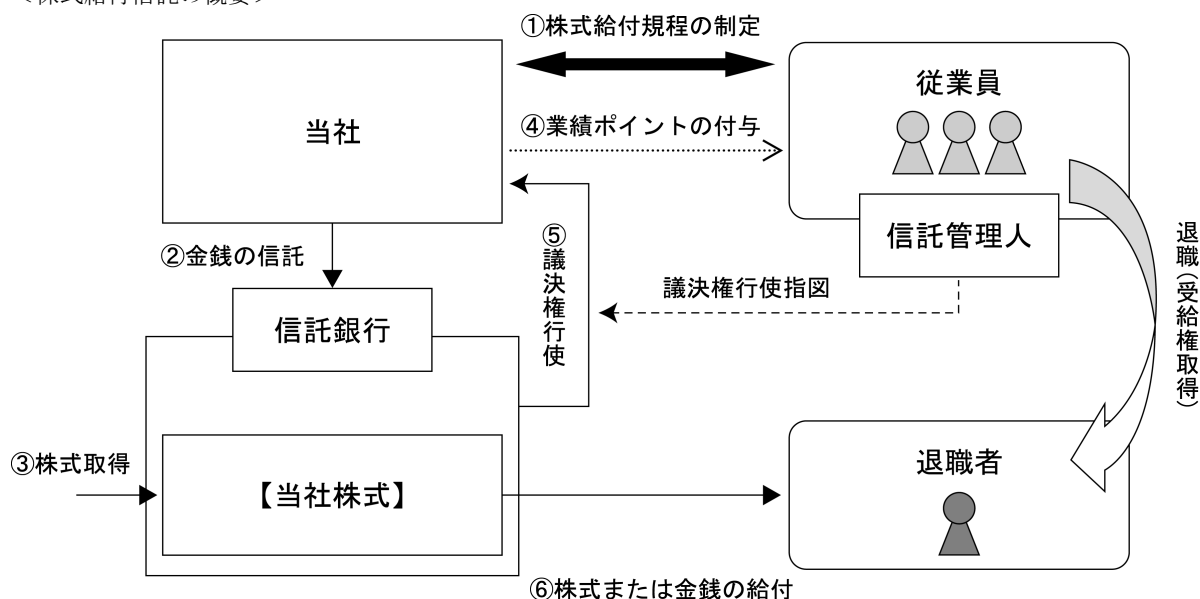
当社は、当社グループの従業員の中から業績や成果に応じて「業績ポイント」（1ポイントを1株とします。）を付与する者を選定します。従業員の退職時には累積した「業績ポイント」に相当する当社株式等を給付します。

退職者に対し給付する株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、グループ求心力の向上、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

また、信託内の当社株式に関わる議決権については、制度参加者である当社グループの従業員の意見を信託管理人が集約することにより行うことから、従業員が株主としてその意思を企業経営に反映させることにより、当社のコーポレート・ガバナンスが一層向上することが期待されます。

＜株式給付信託の概要＞



①当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

②当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。

③信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

④当社は、従業員に対し、業績や成果に応じて「業績ポイント」を付与します。

⑤信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

⑥従業員は、退職時に信託銀行から、累積した「業績ポイント」に相当する当社株式（又は当社株式の時価相当の金銭）の給付を受けます。

3. 従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数

当社は、2009年4月1日付けで自己株式428,500株（293,951千円）及び2012年12月13日付けで自己株式1,500,000株（691,500千円）を日本カストディ銀行（信託E口）（東京都中央区晴海1丁目8番12号）へ拠出しており、今後信託E口が当社株式を取得する予定は未定であります。

4. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本制度は、下記に該当しない全ての当社グループ従業員に適用しております。

①統括会社（株式会社ダイドーリミテッド）役員、執行役員、顧問

②嘱託社員、契約社員、パート社員（但し、60歳に到達した従業員が再雇用により契約社員となった場合はこの限りではない。）

③日雇い入れられる者

④臨時に期間を定めて雇い入れられる者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	177	35,586
当期間における取得自己株式	3	558

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権行使)	130,800	90,834,082	—	—
その他(株式給付信託(J-ESOP)から当社従業員及び当社子会社従業員への株式給付)	63,200	65,837,758	21,000	21,876,470
保有自己株式数	5,017,055	—	4,996,058	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、新株予約権の行使、及び株式給付信託(J-ESOP)の株式給付による株式数は含めておりません。
2. 当事業年度及び当期間における保有自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式1,410,700株及び1,389,700株がそれぞれ含まれております。

3 【配当政策】

当社グループは、株主への利益還元を最重要課題のひとつに位置づけております。

利益配分につきましては、収益力の強化により配当を弾力的に行うため、配当政策といたしまして、連結経常利益の30%を基準とする業績連動型と基本方針を定め、キャッシュ・フローの発生する特別損益（投資有価証券等の売却や固定資産等の売却）の利益増加分につきましても、その30%をその後の数年間にわたり基準配当原資として加えることとし、経営環境、内部留保の充実等を総合的に勘案して配当案を作成いたしております。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社業績に応じた株主への利益還元を柔軟に実施するため、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の配当につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息の時期が見通せない状況にあることから、手元流動性の確保を最優先して、経営と雇用の安定化を図ることが重要と判断し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。厳しい経営環境ではありますが、業績の改善に向けて尽力してまいります。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、「お客様第一」「品質本位」の経営理念を通じて、企業価値の最大化を実現するために、的確かつ迅速に経営されるべきと考えております。

その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、従業員等の各ステークホルダー（関係各位）との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能・制度の遵守に加え、社内体制の一層の改善を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

また、当社ホームページ（<https://www.daidoh-limited.com/>）において株主及び投資家の皆様への迅速かつ正確な情報の開示に努めるとともに、企業情報の共有化を進め、経営の透明性を高めております。なお、IR活動の一環として決算説明会等を開催しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は、「お客様第一」「品質本位」の経営理念を維持し、1879年の創業以来培ってきた“信用”をさらに高めるため「企業行動規範」を制定しております。また、当社は役職員の行動の拠り所となる「ダイドーフイロソフィー」の精神を当社グループすべての役職員に継続的に伝達し、法令遵守と公正で高い社会倫理観に基づく行動を促し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。また、当社は、監査役制度を採用しております。

<取締役会>

取締役会は、取締役6名（鍋割 宰・福羅喜代志・齋藤文孝・渡部克男・西岡和行・成田健介、うち社外取締役2名（西岡・成田））で構成し、定例の取締役会を毎月1回開催しております。取締役会においては、各取締役の独立性を確保し各々の判断により意見を述べております。取締役会議長は代表取締役社長執行役員（鍋割 宰）が務めております。また、当社は、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行うほか、機動的に意思決定を行なうため随時臨時取締役会を開催しております。さらに、当社は社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

<監査役会>

監査役会は、監査役3名（戸澤かない・武田昌邦・城戸真亜子、うち社外監査役2名（武田・城戸））で構成し、原則月1回開催しております。毎年、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役、執行役員、主要な子会社長及び子会社取締役に対し、担当業務におけるリスク・課題についてのヒアリングを計画的に実施し、子会社の実査を必要に応じ実施しております。また、監査役は、内部監査部門と意見交換を密にして、十分に連携し、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力しております。

<執行役員会議>

当社は、業務執行の権限の明確化によるコーポレートガバナンスの強化、取締役員数の少人数化による、経営の効率化及び意思決定の迅速化及び業務執行能力を重視した有能な人材の幅広い登用を目的に、執行役員制度を導入しております。

執行役員会議は、取締役6名（鍋割 宰・福羅喜代志・齋藤文孝・渡部克男・西岡和行・成田健介、うち社外取締役2名（西岡・成田））、監査役3名（戸澤かない・武田昌邦・城戸真亜子、うち社外監査役2名（武田・城戸））、グループ各社の執行責任者11名の20名で構成され、毎月1回開催しております。会議では、各部門の状況・問題点を共有し、監督・改善を行っております。

<指名報酬等諮問委員会>

コーポレートガバナンス・コードの補充原則に則り、独立社外役員の知見及び助言を活かすとともに、決定に関する手続きの透明性を確保することを目的に、指名報酬等諮問委員会を設置しております。委員は、取締役2

名（鍋割 宰・福羅喜代志）及び社外取締役2名（西岡和行・成田健介）の4名で構成され、取締役の指名、報酬等の重要な事項について審議し、取締役会に意見表明、具申を行っております。

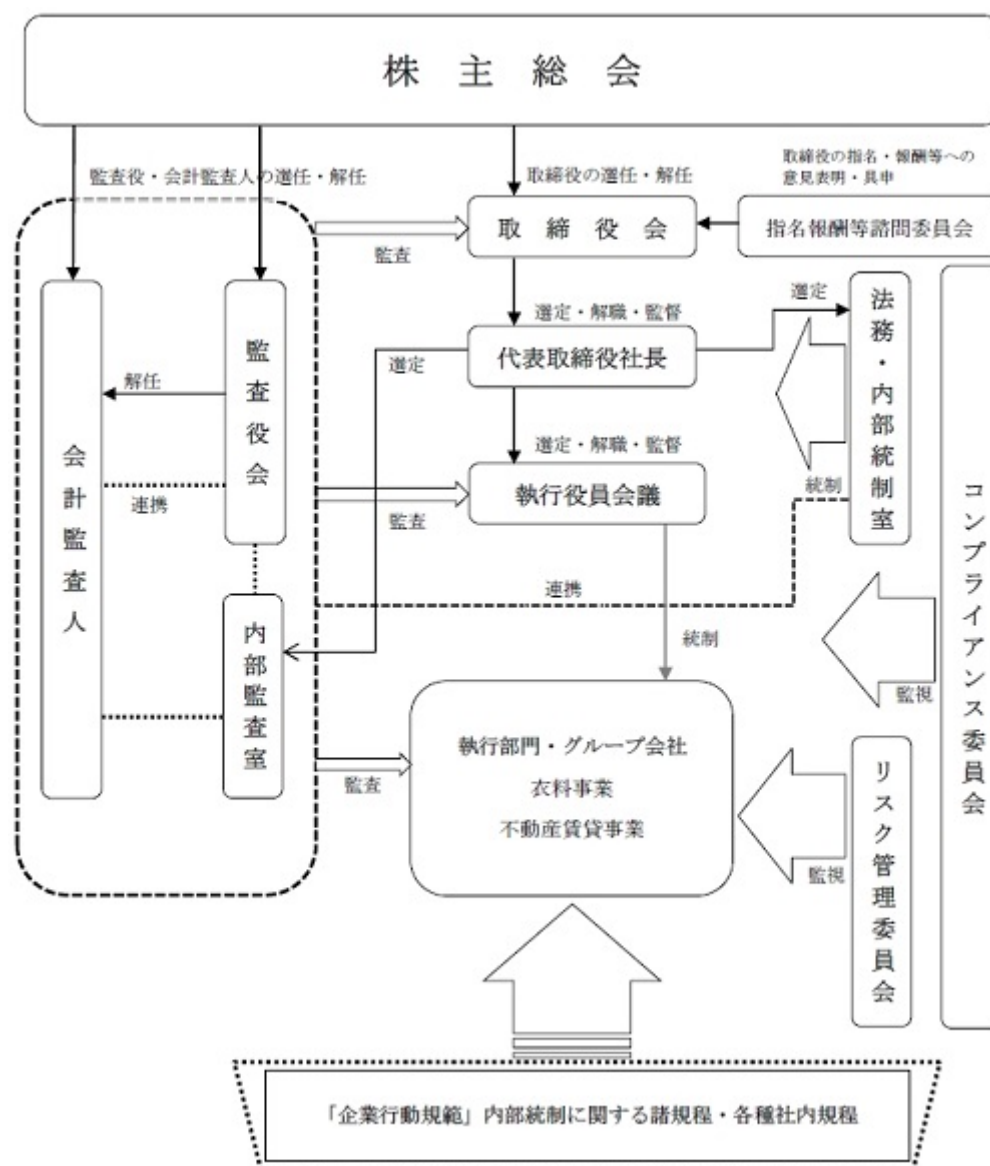
<コンプライアンス委員会>

コンプライアンス委員会は、ダイドーリミテッドグループの役員及び従業員の法令・諸規則、更には社会的規範を遵守（コンプライアンス）し、適正な業務執行に資することを目的として設置し、取締役6名（鍋割 宰・福羅喜代志・齋藤文孝・渡部克男・西岡和行・成田健介、うち社外取締役2名（西岡・成田））、監査役1名（戸澤かない）、執行役員等9名（うち外部委員弁護士1名）の16名で構成しております。委員長は、代表取締役社長執行役員（鍋割 宰）が務めております。

<リスク管理委員会>

リスク管理委員会は、株式会社ダイドーリミテッド及びその子会社の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに関する管理の基本的事項を定めて、組織としてリスクの把握とその軽減・防止・移転・確定等を図り、当グループの損失を最小化することによって、その円滑な業務運営に資することを目的として設置され、取締役6名（鍋割 宰・福羅喜代志・齋藤文孝・渡部克男・西岡和行・成田健介、うち社外取締役2名（西岡・成田））、監査役1名（戸澤かない）、執行役員等9名の16名で構成しております。委員長は、代表取締役社長執行役員（鍋割 宰）が務めております。

<ダイドーリミテッドグループ コーポレート・ガバナンス体制の概略>



ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、事業ごとに子会社を設立しグループ企業経営を行っております。このため、機動的な意思決定が要請され、グループ企業の効率的な運営を図るため、上記の企業統治体制をとっております。

具体的には、2021年3月期は19回の取締役会（臨時取締役会を含む）を開催しております。また、取締役・監査役・グループ各社の執行責任者及び管理部門の責任者により構成される執行役員会議を毎月開催し、各部門の状況・問題点等を把握し、監督・改善を行っております。

また、取締役会の決議事項以外の重要な申請・報告等の事項については、グループ共通の「稟議規程」により適切な管理・運用を行っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムは、業務の適法性と効率性を確保するための経営管理システムであり、インフラと管理手続きを整備し、総合的に機能することが必要と考えます。また、内部統制のシステム整備状況は、以下のとおりであります。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、代表取締役社長執行役員（鍋割 宰）を委員長とする16名（社外委員を含む）で構成する、独立したコンプライアンス委員会を設置し、適切に運営しております。

なお、当事業年度は3回開催し、ここで内部統制の評価状況の報告を行いました。

当社は、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営しており、これによって通報又は告発しても、当該役員に不利益な扱いを行わない旨等の規程を制定しております。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。

さらに、社内のコンプライアンス意識の浸透と向上を図るべく、必要に応じ、社内セミナーの実施及び社内情報掲示板への掲載等によりその周知徹底を図っております。

b. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理は、「規程管理規程」及び「文書管理規程」に従い、当該情報を議事録等文書又は電磁的媒体に記録・保存し、適切に管理しております。その他の業務情報の管理も、同様に行っております。2005年4月より施行されました個人情報の保護に関する法律について、全役員及び全従業員に継続的な啓発を行い、必要な措置をとっております。

c. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務及び財務報告の適正性の確保のみならず、内部統制の有効性を高めるため、当社グループ全体を対象に、法務・内部統制室及び内部監査室を設置しております。法務・内部統制室は、海外子会社への往査についてはコロナ禍の状況を鑑み、現地往査は行わず、リモートでの往査（中国2回、イタリア2回）を含め、所定のグループ会社6社に対し、内部統制全般の整備運用状況のテスト及び評価を行うとともに、対象会社と協力し、運用状況の改善に努めております。内部監査室は、この運用状況の評価を行い、結果として良好な統制状況を確認しております。

また海外子会社においては、地域の特性を考慮しながら同様の体制の整備・運用を行っております。

ロ リスク管理体制の整備の状況

取締役会は、「リスク管理及び管理委員会規程」を制定し、各部門担当取締役及び部門業務執行責任者計16名により構成されるリスク管理委員会を設置運営し、リスクの管理を行っております。

リスク管理委員会は、全社的なリスクを総括的に管理しており、定期的に取締役会及び監査役に報告を行っております。なお、当事業年度は3回開催し、ここで海外事業を含む各事業部門のリスク管理担当者からの報告を受け、リスクの自己評価を実施しました。さらに、グループ各社においても個別にリスク管理委員会を設け、同様の活動を行い、危機管理についての情報共有を行っております。

また、取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

ハ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制は、グループ会社管理規程によるグループ全体の業務の管理や子会社に対する業務監査の実施等を行うことで、グループ全体を適切に管理・運営し、業務の適正性を確保しております。

ニ 反社会的勢力に対する当社の対応

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。

また、反社会的勢力に関する情報収集の為、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）及びその下部組織である万世橋地区特殊暴力防止対策協議会（地区特防協）に加盟し、定期的な研修会及び情報交換会等に参加しております。

ホ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度としております。

ヘ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

ト 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

当社は、取締役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

チ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策等の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主への柔軟な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

リ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員	鍋 割 宰	1959年12月2日生	1982年4月 当社入社 2014年4月 株式会社ニューヨーカー取締役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 2017年4月 株式会社ニューヨーカー代表取締役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 上海紐約克服装販売有限公司董事 2017年6月 当社執行役員 2018年1月 株式会社ダイドーフォワード 代表取締役副社長 2019年4月 株式会社ダイドーフォワード 代表取締役社長 (現任) 2019年6月 当社取締役執行役員 2020年4月 当社代表取締役社長執行役員 (現任) 2021年1月 株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン 代表取締役会長 (現任) 2021年4月 DX、ダイドーエンゲージメント、 SDGs推進担当 (現任)	(注) 3	11,100
代表取締役 常務執行役員	福 羅 喜代志	1952年10月2日生	1971年4月 当社入社 1994年12月 大同利美特(上海)有限公司総会計士 2008年7月 当社経営管理室室長 2010年3月 株式会社ニューヨーカー監査役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 2010年4月 株式会社ダイドーインターナショナル監査役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 株式会社ダイナシティ監査役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 2011年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役執行役員経理財務担当 株式会社ダイナシティ取締役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 2016年6月 当社取締役上席執行役員兼管理部門 兼不動産事業担当 2018年4月 当社取締役上席執行役員中国製造事業担当 兼管理部門兼不動産事業担当 2019年6月 当社常務取締役上席執行役員管理部門 兼不動産事業担当 2020年4月 当社代表取締役常務執行役員 (現任) 管理部門兼不動産事業担当 2021年4月 管理部門担当 (現任) 2021年6月 Pontetorto S.p.A. 取締役 (現任)	(注) 3	37,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 上席執行役員	齋藤 文 孝	1958年2月17日生	1990年8月 当社入社 2002年12月 ジャルダン株式会社取締役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 2007年4月 当社経営企画室長 2013年6月 当社執行役員経営企画室長 2014年4月 大都利美特(中国)投資有限公司董事長 大同利美特(上海)有限公司董事長 2014年6月 当社上席執行役員経営企画室長 中国製造事業担当 2016年6月 当社取締役執行役員経営企画室長 中国製造事業兼ダイドーインターナショナル担 当(現 株式会社ダイドーフォワード) 2016年11月 Pontetorto S.p.A. 代表取締役会長 2017年4月 Pontetorto S.p.A. 代表取締役社長 2018年6月 当社取締役執行役員海外事業担当 兼経営企画室長 2019年4月 当社取締役執行役員海外事業兼経営企画担当 2020年4月 当社取締役上席執行役員(現任) 海外事業担当兼ダイドーエンゲージメント、 SDGs推進担当 2020年5月 Pontetorto S.p.A. 代表取締役会長(現任) 2021年4月 大同利美特商貿(上海)有限公司董事長(現任) 海外事業兼不動産事業兼製造事業担当(現任)	(注) 3	10,000
取締役 執行役員	渡部 克 男	1957年7月21日生	1980年4月 ジャルダン株式会社入社 (現 株式会社ダイドーフォワード) 2013年6月 当社執行役員 当社生産管理本部長 大同佳樂登(馬鞍山)有限公司董事長 2016年4月 大同利美特(上海)有限公司 董事長兼総経理 2017年4月 株式会社ダイドーインターナショナル 代表取締役社長 (現 株式会社ダイドーフォワード) 大都利美特(中国)投資有限公司 董事長兼総経理 大同利美特商貿(上海)有限公司董事長 2018年1月 株式会社ダイドーフォワード 代表取締役副社長 2019年6月 当社取締役執行役員(現任) 製造事業担当 2020年4月 Pontetorto S.p.A. 取締役 2021年1月 株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン 代表取締役社長(現任)	(注) 3	7,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	西岡 和行	1947年11月17日生	1970年4月 株式会社長崎屋入社 2003年3月 同社取締役 2008年6月 マイナミアミューズメント株式会社取締役 2010年6月 マイナミホールディングス株式会社取締役 マイナミアミューズメント株式会社 常務取締役兼COO 2016年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 1、 3	1,100
取締役	成田 健介	1956年10月29日生	1981年4月 日本写真印刷株式会社入社 (現 NISSHA株式会社) 2008年6月 同社執行役員 2010年4月 同社執行役員 情報コミュニケーション事業部長 2015年7月 日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 2017年4月 同社常勤顧問 2020年6月 学校法人田中千代学園理事 当社社外取締役(現任) 2021年4月 学校法人田中千代学園常務理事(現任)	(注) 1、 3	—
常勤監査役	戸澤 かない	1957年2月7日生	1980年4月 当社入社 2006年10月 株式会社ニューヨーカー取締役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 2007年5月 株式会社ダイナシティ代表取締役社長 (現 株式会社ダイドーフォワード) 2008年5月 株式会社ニューヨーカー代表取締役社長 (現 株式会社ダイドーフォワード) 2008年6月 当社取締役執行役員 2012年4月 上海紐約克服装販売有限公司董事長 2012年6月 当社取締役上席執行役員 2013年6月 当社常務取締役上席執行役員 2016年6月 当社取締役上席執行役員 社長補佐 業務改革担当 2017年6月 当社監査役(現任) 株式会社ニューヨーカー監査役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 株式会社ダイドーインターナショナル監査役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 株式会社ダイナシティ監査役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン 監査役(現任) 2018年1月 株式会社ダイドーフォワード監査役(現任)	(注) 4	28,000
監査役	武田 昌邦	1956年5月9日生	1986年4月 弁護士登録 2011年6月 当社監査役(現任)	(注) 2、 5	—
監査役	城戸 真亜子	1961年8月28日生	1979年2月 株式会社吉田裕史事務所入社 1997年4月 経済産業省伝統工芸品産業審議会 委員 2006年9月 学研・城戸真亜子アートスクール主宰(現任) 2007年4月 株式会社テレビ東京 放送番組審議会 委員 2007年7月 中日本高速道路株式会社 CSR懇談会 委員 2007年10月 中部国際空港株式会社 顧問(現任) 2012年12月 株式会社学研ホールディングス 社外取締役(現任) 2015年4月 BPO放送と人権等権利に関する委員会 委員 2017年6月 学校法人田中千代学園 理事(現任) 2021年6月 当社監査役(現任)	(注) 2、 4	—
計					94,800

- (注) 1. 取締役 西岡和行、成田健介の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 武田昌邦、城戸真亜子の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
4. 監査役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
5. 監査役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えております。

社外取締役西岡和行氏は、他社の取締役を歴任し、当社の事業領域において豊富な経験と実績並びに幅広い知識と見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため引き続き選任しております。

社外取締役成田健介氏は、他の会社の経営者としての活動から、経営に関する豊富な経験と実績ならびに幅広い知識と見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため引き続き選任しております。

社外監査役武田昌邦氏は、弁護士としての専門的見地から職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き選任しております。

社外監査役城戸真亜子氏は他の会社の顧問や学校法人の理事等も歴任される中で培った経営全般にわたる知識と経験に基づき、客観的な立場から適切な監査を行って頂くことができ、経営の監督とコンプライアンスの強化をはかるために新たに選任いたしました。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

当社は、社外取締役西岡和行氏及び成田健介氏、社外監査役武田昌邦氏及び城戸真亜子氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社と社外取締役西岡和行氏及び成田健介氏、社外監査役武田昌邦氏及び城戸真亜子氏との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係等の面で重要な利害関係はありません。

社外取締役成田健介氏は、学校法人田中千代学園の常務理事であります。当社と同法人との間には重要な利害関係はありません。

社外監査役武田昌邦氏は、新千代田総合法律事務所所属の弁護士であります。当社は同事務所に主にコンプライアンスに関する助言・指導及び内部通報制度に係る業務を委託しており、年間3百万円の取引が存在しております。

社外監査役城戸真亜子氏は、学校法人田中千代学園の理事であります。当社と同法人との間には重要な利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、内部監査、監査役監査及び会計監査の状況並びに内部統制部門からの各種報告を受け、経営監督を行う役割を担っております。

社外監査役は、監査役会に出席し、常勤監査役から業務監査の状況、重要会議の内容、閲覧した重要書類等の概要につき報告を受ける等常勤監査役と十分な意思疎通を図って連携するとともに、内部統制部門からの各種報告を受けております。また、監査役会での議論を踏まえたうえで取締役会に出席し、監査の実効性を高めております。

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画等に従い、取締役会や内部監査報告会をはじめとする重要な会議への出席や、重要書類の閲覧、本部各部へのヒアリング等を通して、客観的・合理的な監査を実施しております。また、内部監査部門、会計監査人とも積極的な意見交換・情報交換を定期的かつ必要に応じて実施し、監査の実効性を高めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続について

当社は、監査役会設置会社で常勤監査役1名（社内監査役）、非常勤監査役2名（社外監査役）の3名で構成されております。

監査役監査の手続き、役割分担につきましては、期初に策定する監査方針及び役割分担に基づき、常勤監査役の戸澤かない氏は各種重要会議への出席、重要な書類の閲覧、各子会社各部署への往査と現場の実地調査、期末決算監査等を担っており、非常勤監査役の武田昌邦氏及び城戸真亜子氏は、取締役会、執行役員会、予算会議等限定的な重要な会議への出席と分担しております。

常勤監査役戸澤かない氏は、当社グループの衣料事業及び不動産賃貸事業の各責任者経験から基幹事業の業務プロセスに精通しており、また経営理念に則った業務改革担当の経験と実績並びに幅広い知見を有しております。

非常勤監査役の武田昌邦氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

b. 監査役監査の活動状況

イ. 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

当事業年度において当社は監査役会を原則月2回開催しており（他に臨時8回開催）、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。なお、監査役会の平均所要時間は60分であります。

氏名	開催回数	出席回数
戸澤 かない	32回	32回(100%)
田口 哲朗	32回	32回(100%)
武田 昌邦	32回	32回(100%)

ロ. 監査役会の主な検討事項

・内部統制の整備

「内部統制システムの基本方針」の取締役会での決議のフォロー

・重点監査項目等

当期経営方針に向けた課題への取り組み状況

コンプライアンス態勢に係る実施状況

リスク管理体制の運営状況

・会計監査人の監査の相当性

監査計画と監査報酬の適切性

監査の方法及び結果の相当性

監査法人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制

・競合取引・利益相反

「取締役業務執行確認書」による申告

「諸会費勘定元帳」

「広告宣伝費勘定元帳」等の帳票の閲覧点検

・不祥事等の対応（現場事故を含む）

事故の発生の都度、再発防止策等の点検等

ハ、常勤及び非常勤監査役の活動状況

- ・代表取締役及び社内社外取締役との意見交換会、 各年2回の頻度で実施（全監査役）
- ・重要会議への出席
取締役会（臨時取締役会含む）、経営会議、執行役員会議、月次決算会議、予算会議等への出席（非常勤監査役は取締役会、臨時取締役会、執行役員会議、予算会議）、指名報酬等諮問委員会（非常勤監査役）
- ・重要な決裁書類等の閲覧、意見具申
一般稟議書、専決稟議書等（常勤監査役、非常勤監査役）
- ・往査
各子会社各部署（常勤監査役）及び、随時現場往査（主に常勤監査役）
- ・取締役会、監査役会での意見の表明
月に1回の頻度で表明（主に非常勤監査役、常勤監査役）
- ・社外取締役との連携
月に2回頻度の社外役員会にて情報連絡交換（常勤監査役・非常勤監査役）
- ・会計監査
会計監査法人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告（全監査役）
会計監査人評価の実施（全監査役）
- ・内部監査チーム連絡会の開催
半期に1回の頻度で実施（全監査役）

② 内部監査の状況

内部監査室（人員1名）は、代表取締役社長に直属し、内部統制室その他の監査関係者と連携して内部統制評価を実施し、定期的に内部監査報告書を代表取締役社長に提出しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査年数

17年

c. 業務を執行した公認会計士

唯根 欣三

佐々木 斉

d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士9名、会計士試験合格者等14名、その他13名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面を入手し、面談、質問等を通じて選定しております。

現会計監査人は、世界的に展開しているEYの日本におけるメンバーファームであり、海外の会計や監査への知見のある人材が豊富であることから、海外事業を進めている当社にとって最適解であると考え、選定いたしました。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題は無いと評価し、EY新日本有限責任監査法人の再任を決議いたしました。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48	4	56	3
連結子会社	—	—	—	—
合計	48	4	56	3

当社における非監査業務の内容は、海外子会社取得に伴う連結財務報告体制構築に係る助言業務であります。

b. 監査公認会計士等の同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	15	12	15	15
合計	15	12	15	15

当社の連結子会社における非監査業務の内容は、海外子会社取得に伴う連結財務報告体制構築に係る助言業務であります。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等の基本方針

- (1) 中長期的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- (2) 当社役員の役割及び職責に相応しい水準とする。
- (3) 指名報酬等諮問委員会の審議を経ることで、公正性・透明性・客観性を確保する。

b. 役員の報酬等の構成及び算定方法

当社は、役員の各役位に対して総報酬の基準額を定めており、役員の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」と「株式報酬（ストック・オプション）」及び業績連動報酬として短期インセンティブ報酬である「賞与」の三つにより構成されております。

(1) 基本報酬

役員に対して、固定報酬である基本報酬を支給しております。基本報酬額は、類似業種企業の水準を参考に、役位に応じて決定しております。

(2) 株式報酬（ストック・オプション）

役員に対して、中長期の株価向上への動機づけを目的として株式報酬を支給しております。支給額は、定められた役位別の総報酬の基準額を基に決定しております。

(3) 賞与

社外取締役及び社外監査役を除く役員に対して、業績連動報酬として短期インセンティブ報酬である賞与を支給しております。賞与は、業績回復を目指している状況下において事業業績と市場からの評価等を反映させることを理由に、主として連結営業利益及び株価向上率を指標にしており、各役員の職責に応じた指標に基づく評価と個人考課評価により金額を決定しております。当事業年度の連結営業利益は目標に対して損失増加となり、期末の株価は期首に比較して下落となりました。

なお、社外取締役及び社外監査役の報酬等については、その役割と独立性の観点から、賞与の支給はありませんが、株式報酬（ストック・オプション）については中長期的な企業価値向上を動機づけることを目的として支給しております。

c. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として指名報酬等諮問委員会を設置し、活動しております。指名報酬等諮問委員会は、当事業年度中に11回開催され、取締役の報酬等については都度審議が行われました。

当社の役員の報酬等の総枠については、取締役の報酬限度額を年額1億8千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役及び監査役のストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限をそれぞれ年額4千万円及び1千万円として2006年6月29日第83回定時株主総会で決議しており、監査役の報酬限度額を年額6千万円以内として1994年6月29日第71回定時株主総会で決議しております。

取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により決定した総額の範囲内で、代表取締役が立案し、それを指名報酬等諮問委員会が審議して取締役会に答申し、取締役会が決定しております。

監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により決定した総額の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。

d. 取締役の個人別の報酬の内容が取締役の報酬制度に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬は、社外取締役が委員長をつとめる指名報酬等諮問委員会の答申を受け、株主総会で承認された限度額および付与株式数の上限の範囲内で取締役会において決定いたします。取締役の個人別の報酬等の内容は、指名報酬等諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた審議を行なっているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		業績連動報酬	
		基本報酬	株式報酬 (ストック・ オプション)	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	59	52	6	0	5
監査役 (社外監査役を除く)	11	10	0	—	1
社外役員	25	23	2	—	5

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
13	2	執行役員報酬規程による使用人としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、事業環境の変化に対応し成長を続けていくためには、様々な企業との協力関係が不可欠であると考えております。

このため、当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築や業務提携等の経営戦略の一環として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合、当該企業の株式を保有することがあります。

この理由により保有した株式の区分については、政策保有株式としてすべて純投資目的以外の目的に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取締役会では、政策保有株式のうち上場株式について個別銘柄ごとに資本コストに対する経済合理性及び保有意義の観点から保有の適否の検証を定期的に行っており、保有意義が希薄と考えられる場合は、縮減も含めた見直しを実施致します。

保有の適否は、個別銘柄ごとの資本コストと配当利回りを比較する方法及び取引状況を確認する方法により検証を行っており、その内容は、次の3つのケースのとおりであります。

- (1) 配当利回りが資本コストを上回っており、且つ当事業年度において取引が存在している
- (2) 配当利回りが資本コストを上回っているか、又は当事業年度において取引が存在している
- (3) 配当利回りが資本コストを上回っておらず、且つ当事業年度において取引が存在していない

上記の3つのケースに応じて、(1) 保有の継続、(2) 来期以降の保有や取引の検討、(3) 縮減を含めた保有の見直しの判断を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	15
非上場株式以外の株式	9	2,789

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	0	取引先持株会に加入しているためです。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ソトー	1,295,000	1,295,000	資本・業務提携関係の構築による衣料事業の事業活動強化のための政策投資	有
	1,068	1,228		
(株)オンワードホールディングス	2,149,504	2,149,504	資本・業務提携関係の構築による衣料事業の事業活動強化のための政策投資	有
	670	1,021		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	138,800	138,800	取引先としての関係を維持・強化することによる各セグメントにおける金融取引の円滑化のための政策投資	無
	450	419		
(株)三越伊勢丹ホールディングス	443,489	443,489	取引先としての関係を維持・強化することによる衣料事業の事業活動の円滑化のための政策投資	無
	345	279		
日本毛織(株)	150,000	150,000	取引先としての関係を維持・強化することによる衣料事業の事業活動の円滑化のための政策投資	有
	154	140		
(株)コナカ	220,000	220,000	取引先としての関係を維持・強化することによる衣料事業の事業活動の円滑化のための政策投資	有
	73	64		
前田建設工業(株)	15,000	15,000	取引先としての関係を維持・強化することによる不動産賃貸事業の事業活動の円滑化のための政策投資	無
	14	11		
(株)高島屋	6,318	5,545	取引先としての関係を維持・強化することによる衣料事業の事業活動の円滑化のための政策投資であり、営業活動強化のため取引先持株会を通じて同社株式を追加取得	無
	7	5		
エイチ・ツー・オーリテイリング(株)	6,121	6,121	取引先としての関係を維持・強化することによる衣料事業の事業活動の円滑化のための政策投資	無
	5	4		

- (注) 1. 特定投資株式のうち前田建設工業株式会社、株式会社高島屋、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の3つの銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、特定投資株式とみなし保有株式を合わせて上位60銘柄について記載しております。
2. 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、個別銘柄ごとの資本コストと配当利回りを比較する方法及び取引状況を確認する方法により検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,527	7,723
受取手形及び売掛金	2,289	2,587
商品及び製品	2,719	4,967
仕掛品	1,092	834
原材料及び貯蔵品	407	319
その他	1,146	1,003
貸倒引当金	△87	△32
流動資産合計	11,095	17,403
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	41,617	43,284
減価償却累計額	△34,879	△36,547
減損損失累計額	△143	△523
建物及び構築物（純額）	6,594	6,213
機械装置及び運搬具	1,804	1,555
減価償却累計額	△1,500	△1,355
減損損失累計額	△168	△89
機械装置及び運搬具（純額）	135	109
土地	463	464
リース資産	452	356
減価償却累計額	△243	△187
減損損失累計額	—	△107
リース資産（純額）	208	61
建設仮勘定	19	5
その他	1,289	1,713
減価償却累計額	△1,103	△1,419
減損損失累計額	△22	△122
その他（純額）	163	171
有形固定資産合計	※1 7,585	※1 7,027
無形固定資産		
ソフトウェア	126	101
リース資産	27	113
のれん	649	—
その他	1,674	1,592
無形固定資産合計	2,478	1,807
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 12,541	※2 7,201
繰延税金資産	1,504	—
その他	1,862	2,294
貸倒引当金	△281	△339
投資その他の資産合計	15,627	9,155
固定資産合計	25,691	17,990
資産合計	36,787	35,394

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,326	1,376
短期借入金	※1 6,603	※1 6,780
1年内返済予定の長期借入金	※1 3,750	※1 1,535
リース債務	137	175
未払法人税等	68	94
預り金	954	2,168
賞与引当金	108	251
ポイント引当金	30	90
その他	1,303	2,076
流動負債合計	14,283	14,548
固定負債		
長期借入金	※1 2,651	※1 5,116
リース債務	1,608	1,622
長期預り保証金	※1 2,817	※1 2,137
繰延税金負債	418	378
退職給付に係る負債	216	209
その他	565	753
固定負債合計	8,277	10,217
負債合計	22,561	24,765
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,891	6,891
資本剰余金	8,055	7,910
利益剰余金	3,194	△1,404
自己株式	△4,130	△3,973
株主資本合計	14,011	9,424
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△1,876	△408
為替換算調整勘定	1,555	501
その他の包括利益累計額合計	△321	92
新株予約権	193	168
非支配株主持分	342	942
純資産合計	14,226	10,628
負債純資産合計	36,787	35,394

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
売上高	23, 596	17, 299
売上原価	※ 1 12, 722	※ 1 10, 150
売上総利益	10, 873	7, 149
販売費及び一般管理費	※ 2 11, 624	※ 2 9, 676
営業損失 (△)	△ 750	△ 2, 527
営業外収益		
受取利息	271	239
受取配当金	151	130
持分法による投資利益	116	—
受取手数料	209	169
補助金収入	—	153
その他	79	101
営業外収益合計	829	794
営業外費用		
支払利息	196	188
持分法による投資損失	—	108
為替差損	34	7
支払手数料	109	90
その他	98	76
営業外費用合計	439	471
経常損失 (△)	△ 360	△ 2, 204
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 3	※ 3 2
投資有価証券売却益	21	95
子会社清算益	67	※ 6 1, 112
負ののれん発生益	—	1, 310
その他	—	15
特別利益合計	92	2, 536
特別損失		
固定資産除売却損	※ 5 40	※ 5 38
減損損失	※ 4 42	※ 4 1, 077
投資有価証券評価損	500	715
投資有価証券売却損	206	604
事業構造改善費用	—	183
段階取得に係る差損	—	677
その他	13	25
特別損失合計	804	3, 321
税金等調整前当期純損失 (△)	△ 1, 071	△ 2, 990
法人税、住民税及び事業税	132	79
法人税等調整額	240	1, 453
法人税等合計	373	1, 532
当期純損失 (△)	△ 1, 444	△ 4, 523
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	12	△ 9
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△ 1, 457	△ 4, 513

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
当期純損失 (△)	△1,444	△4,523
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△283	1,468
為替換算調整勘定	△177	△1,049
その他の包括利益合計	※1 △460	※1 419
包括利益	△1,905	△4,103
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△1,877	△4,098
非支配株主に係る包括利益	△27	△4

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,891	8,134	4,856	△4,182	15,700
会計方針の変更による 累積的影響額			△34		△34
会計方針の変更を反映し た当期首残高	6,891	8,134	4,821	△4,182	15,665
当期変動額					
剰余金の配当			△169		△169
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△1,457		△1,457
自己株式の処分		△27		52	24
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△51			△51
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	△78	△1,627	52	△1,653
当期末残高	6,891	8,055	3,194	△4,130	14,011

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	△1,593	1,689	96	181	480	16,458
会計方針の変更による 累積的影響額					△8	△43
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△1,593	1,689	96	181	471	16,414
当期変動額						
剰余金の配当						△169
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)						△1,457
自己株式の処分						24
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△51
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△283	△134	△418	12	△129	△534
当期変動額合計	△283	△134	△418	12	△129	△2,188
当期末残高	△1,876	1,555	△321	193	342	14,226

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,891	8,055	3,194	△4,130	14,011
当期変動額					
剰余金の配当			△84		△84
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△4,513		△4,513
自己株式の処分		△97		156	59
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△47			△47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△144	△4,598	156	△4,586
当期末残高	6,891	7,910	△1,404	△3,973	9,424

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	△1,876	1,555	△321	193	342	14,226
当期変動額						
剰余金の配当						△84
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)						△4,513
自己株式の処分						59
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,468	△1,054	414	△25	600	989
当期変動額合計	1,468	△1,054	414	△25	600	△3,597
当期末残高	△408	501	92	168	942	10,628

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,071	△2,990
減価償却費	1,478	1,289
減損損失	42	1,077
のれん償却額	92	92
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6	4
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	57	7
受取利息及び受取配当金	△423	△369
支払利息	196	188
持分法による投資損益 (△は益)	△116	108
為替差損益 (△は益)	18	△22
段階取得に係る差損益 (△は益)	—	677
固定資産除売却損益 (△は益)	36	30
投資有価証券評価損益 (△は益)	500	715
投資有価証券売却損益 (△は益)	185	509
負ののれん発生益	—	△1,310
事業構造改善費用	—	183
子会社清算損益 (△は益)	△67	△1,112
売上債権の増減額 (△は増加)	542	336
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△124	444
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	214	164
仕入債務の増減額 (△は減少)	△181	△320
預り保証金の増減額 (△は減少)	△35	△631
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△533	998
その他	249	△83
小計	1,067	△13
利息及び配当金の受取額	512	394
利息の支払額	△198	△179
法人税等の還付額	345	202
法人税等の支払額	△493	△125
事業構造改善費用の支払額	—	△183
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,233	95
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△291	△432
有形固定資産の売却による収入	8	6
投資有価証券の取得による支出	△0	△0
投資有価証券の売却による収入	1,896	4,516
子会社の清算による収入	317	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	※2 1,648
その他	△1	△158
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,928	5,579

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△290	664
長期借入れによる収入	500	2,000
長期借入金の返済による支出	△2,187	△3,750
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△169	△84
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得 による支出	△153	△144
その他	△173	△154
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,475	△1,469
現金及び現金同等物に係る換算差額	△39	△10
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	647	4,195
現金及び現金同等物の期首残高	2,880	3,527
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,527	※1 7,723

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 9社

主要な連結子会社は「第1企業の概況 4(関係会社の状況)」に記載のとおりであります。

持分法適用関連会社でありました株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンは2021年1月29日付の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となり、みなし取得日を1月31日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。当該連結の範囲の変更は、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えます。当該影響の概要は、連結損益損益計算書の売上高等の増加であります。

大同利美特(上海)有限公司は清算が終了したため、当連結会計年度より連結範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社 有限会社千代田工業

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 -社

持分法適用関連会社でありました株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンは2021年1月29日付の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日前の期間については持分法を適用しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(有限会社千代田工業他)は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大都利美特(中国)投資有限公司等の中国所在の5社、Pontetorto S.p.A. 及びその子会社1社の決算日は12月31日であり、株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンの決算日は1月31日であります。各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。なお、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

その他の連結子会社は連結財務諸表提出会社と同じ決算日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社本社ビル及び賃貸固定資産の一部は定額法、その他は定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社については当該国の会計基準の規定による定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 10年～20年

その他 5年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、償却年数については、ソフトウェア（自社利用分）は5年（社内における利用可能期間）、商標権は20年、特許権は10年、その他の無形固定資産は11年であります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、国際財務報告基準を適用している子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。また、（リース取引関係）において、IFRS第16号に基づくリース取引は、ファイナンス・リース取引の分類としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時に一括費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段-----金利スワップ

ヘッジ対象-----借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件に該当すると判定される場合にはその判定をもって有効性の判定に代えることができることから、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

Pontetorto S.p.A.に関する固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	1,505百万円
無形固定資産	1,488百万円
減損損失	553百万円

当社は、2017年3月期にイタリアで衣料用素材の製造販売事業を行なうPontetorto S.p.A.及びその子会社1社（以下「Pontetorto」という。）を買収し連結子会社としたことに伴い、有形固定資産および無形固定資産（のれん含む）等を構成要素とするPontetortoを一つの資金生成単位として認識しております。Pontetortoを資金生成単位とする資産グループについて、主として新型コロナウイルス感染症の影響により事業の収益性が低下したため、当連結会計年度においてPontetortoののれんについて減損損失を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社はPontetortoを資金生成単位とする資産グループについて、事業の収益性が低下し、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識いたします。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、顧客からの受注予測を主要な仮定としたPontetortoの事業計画を基礎としておりますが、このような主要な仮定は不確実性が伴うものであり、翌連結会計年度において、新たに減損の兆候があると判定され減損損失を認識する必要性が生じた場合には、同期間における連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。

当社グループでは、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度においても一定期間にわたり影響は継続するとの仮定を置き、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行なっております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響につきましては不確定要素が多く、収束までの期間が長期化した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規定に基づき、当社グループの従業員が退職した時点で当該退職者に対し当社株式又は当社株式の時価相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。当社は、当社グループの従業員の中から業績や成果に応じて「業績ポイント」(1ポイントを1株とします。)を付与するものを選定します。従業員の退職時には累積した「業績ポイント」に相当する当社株式等を給付します。退職者に対し給付する株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度1,535百万円、当連結会計年度1,469百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度1,473,900株、当連結会計年度1,410,700株、期中平均株式数は、前連結会計年度1,543,256株、当連結会計年度1,440,244株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	3,809百万円	3,326百万円
機械装置及び運搬具	2百万円	2百万円
土地	54百万円	54百万円
その他	80百万円	55百万円
計	3,947百万円	3,439百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	6,500百万円	4,900百万円
1年内返済予定の長期借入金	3,750百万円	1,535百万円
長期借入金	2,651百万円	5,116百万円
長期預り保証金等	399百万円	399百万円

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券(株式)	1,617百万円	6百万円

(連結損益計算書関係)

※1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	210百万円	337百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
従業員給料手当	2,748百万円	2,621百万円
賃借料	1,105百万円	935百万円
歩合家賃	1,866百万円	1,221百万円
手数料	1,877百万円	1,580百万円
広告宣伝費	366百万円	270百万円
退職給付費用	71百万円	63百万円
貸倒引当金繰入額	63百万円	28百万円
賞与引当金繰入額	207百万円	206百万円
ポイント引当金繰入額	22百万円	23百万円

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
機械装置及び運搬具	3百万円	2百万円
その他	－百万円	0百万円
計	3百万円	2百万円

※4 減損損失

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
東京都	店舗	建物等	6
千葉県	店舗	建物等	12
宮城県	店舗	建物等	23
計			42

当社グループは、基本的に事業又は店舗別にグルーピングを行っております。なお、遊休資産等につきましては個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、正味売却価額は売却が困難であるためゼロとしております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
東京都	事業用資産	ソフトウェア等	361
東京都	店舗	建物等	34
福岡県	店舗	建物等	0
千葉県	店舗	建物等	29
岩手県	店舗	建物等	0
岡山県	店舗	建物等	12
岐阜県	店舗	建物等	15
長野県	店舗	建物等	2
栃木県	店舗	建物等	8
兵庫県	店舗	建物等	31
三重県	店舗	建物等	16
佐賀県	店舗	建物等	0
埼玉県	店舗	建物等	9
イタリア	その他	のれん	553
計			1,077

当社グループは、基本的に事業又は店舗別にグルーピングを行っております。なお、遊休資産等につきましては個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

店舗、事業用資産のうち、収益性の低下している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、正味売却価額は売却が困難であるためゼロとしております。

また、連結子会社であるPontetorto S.p.A及びその子会社1社の取得により発生したのれんについて、主として新型コロナウイルス感染症の影響により収益性が低下したため、回収可能価額を測定した結果、未償却残高の全額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値にて測定しており、将来キャッシュ・フローを4.4%の割引率で割り引いて算定しております。

※5 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	36百万円	17百万円
機械装置及び運搬具	－百万円	0百万円
ソフトウェア	－百万円	19百万円
その他	4百万円	0百万円
計	40百万円	38百万円

※6 子会社清算益の内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社連結子会社である大同利美特（上海）有限公司の清算が終了したことに伴う為替換算調整勘定の取崩し等によるものであります。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△446	244
組替調整額	185	1,224
税効果調整前	△261	1,468
税効果額	△21	—
その他有価証券評価差額金	△283	1,468
為替換算調整勘定		
当期発生額	△177	62
組替調整額	—	△1,112
為替換算調整勘定	△177	△1,049
その他の包括利益合計	△460	419

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	37,696,897	—	—	37,696,897

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,266,783	95	56,000	5,210,878

(注) 1. 当社は、「株式給付信託(J-ESOP)」導入に伴い、2009年4月1日付で自己株式428,500株及び2012年12月13日付で自己株式1,500,000株を株式会社日本カストディ銀行(信託E口)へ拠出しております。なお、自己株式数については、2020年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式1,473,900株を自己株式数に含めております。

2. (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による増加 95株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式給付信託(J-ESOP)給付による減少 38,200株

ストック・オプション行使による減少 17,800株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	193
合計			—	—	—	—	193

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	169	5.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(注) 2019年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	84	2.50	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金3百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	37,696,897	—	—	37,696,897

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,210,878	177	194,000	5,017,055

(注) 1. 当社は、「株式給付信託 (J-ESOP)」導入に伴い、2009年4月1日付で自己株式428,500株及び2012年12月13日付で自己株式1,500,000株を株式会社日本カストディ銀行（信託E口）へ抛出しております。なお、自己株式数については、2021年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式1,410,700株を自己株式数に含めております。

2. (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による増加

177株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式給付信託 (J-ESOP) 給付による減少

63,200株

ストック・オプション行使による減少

130,800株

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	168
合計			—	—	—	—	168

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	84	2.50	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	3,527百万円	7,723百万円
現金及び現金同等物	3,527百万円	7,723百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

流動資産	5,605百万円
固定資産	1,510百万円
資産合計	7,115百万円
流動負債	3,126百万円
固定負債	266百万円
負債合計	3,392百万円

株式の取得原価につきましては、守秘義務により開示しておりませんが、第三者による株式価値の算定結果を勘案し、適切な価額にて取得しております。

※3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

国際財務報告基準を適用している子会社は、前連結会計年度の期首よりIFRS第16号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用により、前連結会計年度の期首に連結貸借対照表に新たに計上した使用权資産の額は1,545百万円、リース債務の額は1,602百万円であります。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、サーバー、パソコン、コピー機であります。

無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

IFRS第16号適用子会社における使用权資産

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、工場の賃借料であります。

国際財務報告基準を適用している子会社は、IFRS第16号(リース)を適用しております。当該会計基準の適用により、当該子会社の工場の賃借料等使用权資産として計上しております。なお、当該使用权資産は、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「建物及び構築物」に含めて表示しております。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については相当期間内に換金可能なものに限定しており、運用対象は安全性の高い金融資産としております。

また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式、余剰資金運用のために保有する債券等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金の使途は主として運転資金や設備投資であり、償還日は決算日後最長5年であります。これらは金利の変動リスクに晒されており、借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を行い、支払利息の固定化をしております。長期預り保証金は、不動産賃貸事業における預り保証金であります。営業債務、借入金、長期預り保証金は流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に市況や発行体の財務状況等を把握しております。

借入金については、随時市場金利の動向を監視しております。

外貨建ての営業債権債務については、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するとともに、製品、商品、原材料の取引価格を早期に確定させるため為替予約取引を行っております。

デリバティブ取引については、内部管理規程に従い、外貨建て決済に必要な先物為替予約取引及び借入金に係る金利スワップ取引を実際の取引の範囲内で行うこととし、それらの各事業部門の責任者が承認しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業部門からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,527	3,527	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,289	2,289	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	10,888	10,888	—
資産計	16,705	16,705	—
(1) 短期借入金	6,603	6,603	—
(2) 長期借入金 （1年内返済予定を含む）	6,401	6,516	115
(3) 長期預り保証金 （1年内償還予定を含む）	2,821	2,832	11
負債計	15,826	15,953	126
デリバティブ取引（※1） ヘッジ会計が適用されて いないもの	(2)	(2)	—

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,723	7,723	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,587	2,587	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	7,158	7,158	—
資産計	17,468	17,468	—
(1) 短期借入金	6,780	6,780	—
(2) 長期借入金 （1年内返済予定を含む）	6,651	6,640	△11
(3) 長期預り保証金 （1年内償還予定を含む）	2,183	2,192	8
負債計	15,615	15,613	△2
デリバティブ取引（※1） ヘッジ会計が適用されて いないもの	(0)	(0)	—

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価につきましては、株式及び債券ともに取引所の価格によっております。

負 債

(1) 短期借入金

短期借入金につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価につきましては、将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期預り保証金（1年内返還予定を含む）

長期預り保証金の時価につきましては、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価につきましては、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2020年3月31日	2021年3月31日
投資有価証券 非上場株式	1,653	43

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金				
預金	3,518	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,289	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	5,054	—	1,305
合計	5,807	5,054	—	1,305

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金				
預金	7,705	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,587	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	3,101	—	553
合計	10,292	3,101	—	553

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,603	—	—	—	—	—
長期借入金	3,750	1,135	732	469	207	108
合計	10,353	1,135	732	469	207	108

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,780	—	—	—	—	—
長期借入金	1,535	1,132	3,669	207	108	—
合計	8,315	1,132	3,669	207	108	—

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	1,660	883	777
② 債券			
国債・地方債等	1,829	1,634	194
小計	3,489	2,517	972
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	1,818	2,205	△387
② 債券			
国債・地方債等	5,580	8,041	△2,461
小計	7,398	10,247	△2,849
合計	10,888	12,765	△1,876

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額35百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	2,345	1,664	680
② 債券			
国債・地方債等	—	—	—
小計	2,345	1,664	680
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	704	710	△5
② 債券			
国債・地方債等	4,108	5,191	△1,083
小計	4,813	5,901	△1,088
合計	7,158	7,566	△408

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額37百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
① 株式	93	21	—
② 債券 国債・地方債等	1,803	—	206
③ その他	—	—	—
合計	1,896	21	206

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
① 株式	—	—	—
② 債券 国債・地方債等	3,970	95	604
③ その他	—	—	—
合計	3,970	95	604

5. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について500百万円（その他有価証券の株式500百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について715百万円（その他有価証券の株式715百万円）減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（2020年3月31日）

(単位：百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	245	—	△2	△2
	買建				
	米ドル	—	—	—	—
	人民元	—	—	—	—
合計		245	—	△2	△2

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

(単位：百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	10	—	△0	0
	買建				
	米ドル	—	—	—	—
	人民元	—	—	—	—
合計		10	—	△0	0

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度（2020年3月31日）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	200	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、一部の在外連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

この他、当社及び国内連結子会社は、退職給付制度とは別枠の従業員の福利厚生サービスの一環として、「株式給付信託（J-ESOP）制度」を導入しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	249	216
連結子会社取得による増加	—	—
勤務費用	6	6
利息費用	3	1
数理計算上の差異の発生額	7	3
退職給付の支払額	△41	△26
その他	△8	8
退職給付債務の期末残高	216	209

(2) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	6	6
利息費用	3	1
数理計算上の差異の費用処理額	7	3
確定給付制度に係る退職給付費用	16	11

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	—	—
非積立型制度の退職給付債務	216	209
連結貸借対照表に計上された負債の額	216	209
退職給付に係る負債	216	209
連結貸借対照表に計上された負債の額	216	209

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.8%	0.3%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度62百万円、当連結会計年度62百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	21百万円	16百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2005年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 26,400株
付与日	2005年6月29日
権利確定条件	付与日翌日(2005年6月30日)から2006年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。(2006年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。)
対象勤務期間	2005年6月29日から2006年6月30日まで
権利行使期間	2005年6月30日から2035年6月29日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2006年7月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 19,700株
付与日	2006年7月25日
権利確定条件	付与日翌日(2006年7月26日)から2007年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。(2007年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。)
対象勤務期間	2006年7月25日から2007年6月30日まで
権利行使期間	2006年7月26日から2036年7月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2007年7月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 24,600株
付与日	2007年7月24日
権利確定条件	付与日翌日（2007年7月25日）から2008年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2008年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2007年7月24日から2008年6月30日まで
権利行使期間	2007年7月25日から2037年7月24日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2008年7月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 26,200株
付与日	2008年8月6日
権利確定条件	付与日翌日（2008年8月7日）から2009年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2009年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2008年8月6日から2009年6月30日まで
権利行使期間	2008年8月7日から2038年8月6日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2009年7月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 55,600株
付与日	2009年7月23日
権利確定条件	付与日翌日（2009年7月24日）から2010年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2010年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2009年7月23日から2010年6月30日まで
権利行使期間	2009年7月24日から2039年7月23日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2010年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役4名 当社執行役員4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 64,000株
付与日	2010年7月22日
権利確定条件	付与日翌日（2010年7月23日）から2011年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2011年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2010年7月22日から2011年6月30日まで
権利行使期間	2010年7月23日から2040年7月22日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2011年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役3名 当社執行役員5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 53,800株
付与日	2011年7月21日
権利確定条件	付与日翌日（2011年7月22日）から2012年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2012年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2011年7月21日から2012年6月30日まで
権利行使期間	2011年7月22日から2041年7月21日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2012年7月2日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役3名 当社執行役員5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 56,300株
付与日	2012年7月19日
権利確定条件	付与日翌日（2012年7月20日）から2013年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2013年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2012年7月19日から2013年6月30日まで
権利行使期間	2012年7月20日から2042年7月19日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2013年7月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役4名 当社執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 75,000株
付与日	2013年7月18日
権利確定条件	付与日翌日（2013年7月19日）から2014年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2014年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2013年7月18日から2014年6月30日まで
権利行使期間	2013年7月19日から2043年7月18日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2014年7月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役4名 当社執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 72,100株
付与日	2014年7月24日
権利確定条件	付与日翌日（2014年7月25日）から2015年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2015年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2014年7月24日から2015年6月30日まで
権利行使期間	2014年7月25日から2044年7月24日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2015年7月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役4名 当社執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 79,600株
付与日	2015年7月23日
権利確定条件	付与日翌日（2015年7月24日）から2016年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2016年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2015年7月23日から2016年6月30日まで
権利行使期間	2015年7月24日から2045年7月23日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2016年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名 当社監査役4名 当社執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 81,600株
付与日	2016年7月22日
権利確定条件	付与日翌日（2016年7月23日）から2017年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2017年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2016年7月22日から2017年6月30日まで
権利行使期間	2016年7月23日から2046年7月22日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2017年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役3名 当社執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 89,400株
付与日	2017年7月21日
権利確定条件	付与日翌日（2017年7月22日）から2018年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2018年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2017年7月21日から2018年6月30日まで
権利行使期間	2017年7月22日から2047年7月21日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2018年7月3日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役3名 当社執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 91,100株
付与日	2018年7月20日
権利確定条件	付与日翌日（2018年7月21日）から2019年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2019年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2018年7月20日から2019年6月30日まで
権利行使期間	2018年7月21日から2048年7月20日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2019年7月2日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役3名 当社執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 86,800株
付与日	2019年7月19日
権利確定条件	付与日翌日（2019年7月20日）から2020年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2020年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2019年7月19日から2020年6月30日まで
権利行使期間	2019年7月20日から2049年7月19日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2020年7月2日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役3名 当社執行役員11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 95,100株
付与日	2020年7月19日
権利確定条件	付与日翌日（2020年7月20日）から2021年6月30日まで継続して取締役又は監査役の地位にあること。（2021年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	2020年7月19日から2021年6月30日まで
権利行使期間	2020年7月20日から2050年7月19日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2005年 6月29日	2006年 7月10日	2007年 7月9日	2008年 7月7日	2009年 7月6日	2010年 7月5日	2011年 7月4日	2012年 7月2日	2013年 7月1日	2014年 7月7日
権利確定前										
前連結会計 年度末（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
付与（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未確定残（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後										
前連結会計 年度末（株）	3,000	2,400	4,400	11,500	19,300	26,000	27,300	29,800	56,700	58,700
権利確定（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利行使（株）	—	—	1,600	5,800	7,900	10,500	9,400	10,300	10,800	11,400
失効（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残（株）	3,000	2,400	2,800	5,700	11,400	15,500	17,900	19,500	45,900	47,300

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年 7月6日	2016年 7月5日	2017年 7月4日	2018年 7月3日	2019年 7月2日	2020年 7月2日
権利確定前						
前連結会計 年度末（株）	—	—	—	—	86,800	—
付与（株）	—	—	—	—	—	95,100
失効（株）	—	—	—	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—	86,800	—
未確定残（株）	—	—	—	—	—	95,100
権利確定後						
前連結会計 年度末（株）	70,300	72,400	89,400	91,100	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—	86,800	—
権利行使（株）	16,600	15,700	15,500	15,300	—	—
失効（株）	—	—	—	—	—	—
未行使残（株）	53,700	56,700	73,900	75,800	86,800	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2005年 6月29日	2006年 7月10日	2007年 7月9日	2008年 7月7日	2009年 7月6日	2010年 7月5日	2011年 7月4日	2012年 7月2日	2013年 7月1日	2014年 7月7日
権利行使価格（円）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	194	196	197	196	196	196	196	196
付与日における公正な 評価単価（円）	—	1,366	1,068	480	213	275	385	251	361	318

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年 7月6日	2016年 7月5日	2017年 7月4日	2018年 7月3日	2019年 7月2日	2020年 7月2日
権利行使価格（円）	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	196	196	196	196	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	332	260	314	296	227	160

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	25.796%
予想残存期間	(注) 2	15年
予想配当	(注) 3	2.50円／株
無リスク利子率	(注) 4	0.256%

(注) 1. 2005年7月19日～2020年7月19日の日次株価に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2020年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	2,413百万円	5,224百万円
減価償却費	1,427百万円	1,425百万円
貸倒引当金	105百万円	109百万円
製品等評価損	64百万円	118百万円
投資有価証券	665百万円	871百万円
賞与引当金	36百万円	80百万円
減損損失	29百万円	284百万円
株式報酬費用	91百万円	85百万円
その他有価証券評価差額金	577百万円	129百万円
その他	339百万円	454百万円
繰延税金資産 小計	5,751百万円	8,781百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△2,244百万円	△5,224百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,844百万円	△3,424百万円
評価性引当額小計 (注) 1	△4,088百万円	△8,648百万円
繰延税金資産合計	1,662百万円	133百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	109百万円	64百万円
資産時価評価差額	438百万円	414百万円
その他	28百万円	32百万円
繰延税金負債合計	576百万円	511百万円
繰延税金資産 (負債) 純額	1,086百万円	△378百万円

(注) 1. 評価性引当額が4,559百万円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社において、繰延税金資産の回収可能性を見直したことにより繰延税金資産を取り崩したこと (1,482百万円)、及び繰越欠損金の増加等によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	43	554	273	177	260	1,105	2,413百万円
評価性引当額	△43	△554	△190	△91	△260	△1,105	△2,244 "
繰延税金資産	—	—	82	86	—	—	(b) 169 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金2,413百万円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産169百万円を計上しております。当該繰延税金資産169百万円は、連結子会社である株式会社ダイドーフォワードにおける税務上の繰越欠損金の残高1,355百万円 (法定実効税率を乗じた額) の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2018年1月に吸収合併しました株式会社ニューヨーカー及び株式会社ダイドインターナショナルにおいて2012年3月期から2017年12月期にかけて税引前当期純損失を計上したことにより生じたものを吸収存続会社である株式会社ダイドーフォワードが引き継いだものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	221	195	249	676	1,167	2,714	5,224百万円
評価性引当額	△221	△195	△249	△676	△1,167	△2,714	△5,224 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	— "

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社の持分法適用関連会社である株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンについて、株式を追加取得し連結子会社化したしました。

(1) 企業統合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン

事業の内容 アメリカブランド「BROOKS BROTHERS」の衣料品及び服飾品等の販売

② 企業結合を行なった主な理由

日本における「ブルックス ブラザーズ」のブランド価値向上、株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンの安定的運営および当社グループとの全体的なシナジー効果の観点から、当社の株式保有比率を増やし、出資比率を変更することといたしました。

③ 企業結合日

2021年1月29日（株式取得日）

2021年1月31日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 40.00%

企業結合日に追加取得した議決権比率 40.50%

取得後の議決権比率 80.50%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を追加取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年1月31日をみなし取得日としており、かつ当該子会社については、2021年1月31日現在の財務諸表を基として連結決算を行なっているため、当連結会計年度には被取得企業の業績を含んでおりません。

(3) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

守秘義務契約により非開示とさせていただいております。

(4) 主要な取得関連費用の内容および金額

弁護士に対する報酬・手数料等 44百万円

(5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 677百万円

(6) 負ののれん発生益の金額および発生原因

負ののれん発生益 1,310百万円

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

(7) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産 5,605百万円

固定資産 1,510百万円

資産合計 7,115百万円

流動負債 3,126百万円

固定負債 266百万円

負債合計 3,392百万円

- (8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結財務諸表等に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 7,932百万円

営業損失 258百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し算定された売上高および損益情報と、取得した事業の連結損益計算書における売上高および損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該概算額は監査証明を受けておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、神奈川県に商業施設、東京都その他の地域に賃貸用オフィスビル及び工場跡地の賃貸物件等を有しております。

なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

			前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	4,773	4,169
		期中増減額	△604	△480
		期末残高	4,169	3,688
	期末時価		27,962	27,962
賃貸等不動産として 使用される部分 を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	828	794
		期中増減額	△34	△30
		期末残高	794	763
	期末時価		6,600	6,600

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 前連結会計年度の期中増減額のうち、増加額は主に商業施設の店舗のリニューアル及び設備の更新等に伴う資産の増加248百万円であり、減少額は主に減価償却費869百万円であります。当連結会計年度の期中増減額のうち、増加額は主に商業施設の店舗リニューアル及び設備の更新等に伴う資産の増加175百万円であり、減少額は主に減価償却費688百万円であります。
3. 連結決算日の時価は、主要な物件については独立した不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額等を採用しております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
賃貸等不動産	賃貸収益	3,263	2,660
	賃貸費用	2,287	2,012
	差額	976	647
	その他(売却損益等)	—	—
賃貸等不動産として 使用される部分 を含む不動産	賃貸収益	176	174
	賃貸費用	128	123
	差額	48	50
	その他(売却損益等)	—	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業本部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「衣料事業」及び「不動産賃貸事業」の2つを報告セグメントとしております。なお、経済的特徴が概ね類似している事業セグメントを集約しております。

「衣料事業」は、事業者向けの衣料用繊維素材及び消費者向けの紳士・婦人衣料製品等の製造販売を行っております。

「不動産賃貸事業」は、ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表 計上額 (注) 2
	衣料事業	不動産賃貸事業			
売上高					
外部顧客への売上高	19,915	3,681	23,596	—	23,596
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	44	44	△44	—
計	19,915	3,726	23,641	△44	23,596
セグメント利益又は損失（△）	△549	1,045	496	△1,246	△750
セグメント資産	16,346	7,093	23,439	13,347	36,787
その他の項目					
減価償却費	503	945	1,449	29	1,478
持分法投資利益又は損失（△）	116	—	116	—	116
持分法適用会社への 投資額	1,611	—	1,611	—	1,611
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	342	231	573	29	602

（注） 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△1,246百万円には、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用△1,246百万円が含まれております。
全社収益は主にグループ子会社からの経営管理指導料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額13,347百万円には、セグメント間取引消去△5,767百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産19,114百万円が含まれております。
全社資産は主に親会社での余資運用資金（現金等）及び長期投資資金（投資有価証券）等であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 国際財務報告基準を適用している子会社は、当連結会計年度の期首よりIFRS第16号（リース）を適用しております。当該会計基準の適用により、当連結会計年度における衣料事業のセグメント資産には、使用権資産の当期末残高1,406百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	衣料事業	不動産賃貸事業			
売上高					
外部顧客への売上高	14,258	3,041	17,299	—	17,299
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	42	48	△48	—
計	14,263	3,084	17,347	△48	17,299
セグメント利益又は損失（△）	△2,081	699	△1,382	△1,145	△2,527
セグメント資産	19,761	6,443	26,205	9,189	35,394
その他の項目					
減価償却費	522	745	1,267	22	1,289
持分法投資利益又は損失（△）	△108	—	△108	—	△108
持分法適用会社への 投資額	—	—	—	—	—
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	485	203	689	1	690

（注） 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△1,145百万円には、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用△1,145百万円が含まれております。
全社収益は主にグループ子会社からの経営管理指導料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額9,189百万円には、セグメント間取引消去△6,596百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産15,786百万円が含まれております。
全社資産は主に親会社での余資運用資金（現金等）及び長期投資資金（投資有価証券）等であります。
2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. 国際財務報告基準を適用している子会社は、前連結会計年度の期首よりIFRS第16号（リース）を適用しております。当該会計基準の適用により、当連結会計年度における衣料事業のセグメント資産には、使用权資産の当期末残高1,370百万円が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	欧州	北米	その他	合計
16,099	3,060	3,800	151	485	23,596

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	欧州	合計
5,536	478	1,570	7,585

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	欧州	北米	その他	合計
12,125	1,855	3,020	91	207	17,299

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	欧州	合計
5,072	448	1,505	7,027

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	衣料事業	不動産賃貸事業	計		
減損損失	42	—	42	—	42

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	衣料事業	不動産賃貸事業	計		
減損損失	1,077	—	1,077	—	1,077

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	衣料事業	不動産賃貸事業	計		
当期償却額	92	—	92	—	92
当期末残高	649	—	649	—	649

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	衣料事業	不動産賃貸事業	計		
当期償却額	92	—	92	—	92
当期末残高	—	—	—	—	—

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

「衣料事業」セグメントにおいて、1,310百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは持分法適用関連会社でありました株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンを連結子会社化した際に、株式の取得価額が企業結合時の時価純資産額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識したものであります。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	Fineuro S.r.l. (注1)	イタリア	1,000千ユーロ	不動産売買・賃貸 エネルギー製造販売	なし	役員の兼任	工場等の賃借	114	リース債務	1,481
							機械設備の取得	—	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	Pitagora S.r.l. (注2)	イタリア	10千ユーロ	管理業務受託 IT関連サービス	なし	役員の兼任	管理業務の委託	43	未払金	3
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	Victoria S.p.A. (注3)	イタリア	1,548千ユーロ	持株会社	なし	役員の兼任	法人所得税の受取	—	長期未収金	34

(注) 1. 当社連結子会社役員Enrico Banci及びLuigi Banciが議決権の61.30%を直接所有しております。

2. 当社連結子会社役員Enrico Banci及びLuigi Banciが議決権の50.00%を直接所有しております。

3. 当社連結子会社役員Enrico Banci及びLuigi Banciが議決権の66.66%を直接所有しております。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針

各取引については、市場価格を勘案して、両社で協議して決定しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	Fineuro S.r.l. (注1)	イタリア	1,000千ユーロ	不動産売買・賃貸 エネルギー製造販売	なし	役員の兼任	工場等の賃借	113	リース債務	1,473
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	Pitagora S.r.l. (注2)	イタリア	10千ユーロ	管理業務受託 IT関連サービス	なし	役員の兼任	管理業務の委託	41	未払金	3

- (注) 1. 当社連結子会社役員Enrico Banci及びLuigi Banciが議決権の61.30%を直接所有しております。
2. 当社連結子会社役員Enrico Banci及びLuigi Banciが議決権の50.00%を直接所有しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針
各取引については、市場価格を勘案して、両社で協議して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度及び当連結会計年度において、重要な関連会社は株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンであり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	5,532	-
固定資産合計	2,686	-
流動負債合計	3,271	-
固定負債合計	316	-
純資産合計	4,630	-
売上高	13,940	7,932
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	358	△130
当期純利益又は当期純損失(△)	287	△705

(注) 当社は2021年1月29日付で株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンを連結子会社としました。そのため、当連結会計年度の要約財務諸表のうち、貸借対照表については記載していません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	421円40銭	291円23銭
1株当たり当期純損失(△)	△44円93銭	△138円62銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度1,543,256株、当連結会計年度1,440,244株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度1,473,900株、当連結会計年度1,410,700株であります。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△1,457	△4,513
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(百万円)	△1,457	△4,513
普通株式の期中平均株式数(千株)	32,442	32,561
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	617	604
(うち新株予約権(千株))	(617)	(604)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	14,226	10,628
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	536	1,111
(うち新株予約権(百万円))	(193)	(168)
(うち非支配株主持分(百万円))	(342)	(942)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	13,689	9,517
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	32,486	32,679

⑤ 【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,603	6,780	0.58	—
1年以内に返済予定の長期借入金	3,750	1,535	1.44	—
1年以内に返済予定のリース債務	137	175	3.07	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,651	5,116	1.75	2022年4月～ 2025年11月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,608	1,622	3.07	2022年4月～ 2036年11月
合計	14,751	15,230	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,132	3,669	207	108
リース債務	146	142	128	75

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	3,378	7,655	12,703	17,299
税金等調整前四半期 (当期) 純損失金額(△) (百万円)	△1,762	△2,551	△1,958	△2,990
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純損失金額(△) (百万円)	△1,714	△2,510	△3,400	△4,513
1 株当たり四半期 (当期) 純損失金額(△) (円)	△52.78	△77.25	△104.55	△138.62

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり 四半期純損失金額(△) (円)	△52.78	△24.47	△27.32	△34.07

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,581	3,035
受取手形	141	71
短期貸付金	※1 4,806	※1 5,376
未収入金	※1 320	※1 144
その他	38	34
貸倒引当金	△9	△9
流動資産合計	6,879	8,651
固定資産		
有形固定資産		
建物	53	48
土地	56	56
その他	29	24
有形固定資産合計	139	129
無形固定資産		
ソフトウェア	39	28
その他	41	41
無形固定資産合計	80	69
投資その他の資産		
投資有価証券	10,617	6,930
関係会社株式	9,415	10,724
その他	※1 961	※1 402
貸倒引当金	△177	△176
投資その他の資産合計	20,817	17,880
固定資産合計	21,038	18,080
資産合計	27,917	26,731

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	6,500	4,900
1年内返済予定の長期借入金	3,750	1,535
未払金	15	14
未払費用	53	94
未払法人税等	38	20
預り金	※1 15	※1 16
賞与引当金	39	39
その他	15	31
流動負債合計	10,426	6,650
固定負債		
長期借入金	2,651	5,116
長期未払金	363	365
繰延税金負債	59	59
その他	15	10
固定負債合計	3,089	5,552
負債合計	13,516	12,203
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,891	6,891
資本剰余金		
資本準備金	5,147	5,147
その他資本剰余金	3,238	3,140
資本剰余金合計	8,385	8,287
利益剰余金		
利益準備金	959	959
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,909	2,497
利益剰余金合計	4,869	3,457
自己株式	△4,130	△3,973
株主資本合計	16,015	14,663
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,808	△302
評価・換算差額等合計	△1,808	△302
新株予約権	193	168
純資産合計	14,401	14,528
負債純資産合計	27,917	26,731

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
営業収益		
関係会社受入手数料	800	800
関係会社受取配当金	719	103
営業収益合計	※ 1 1, 519	※ 1 903
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 1, 251	※ 1, ※ 2 1, 103
営業利益又は営業損失 (△)	267	△200
営業外収益		
受取利息及び配当金	※ 1 547	※ 1 465
その他	※ 1 11	※ 1 14
営業外収益合計	559	479
営業外費用		
支払利息	※ 1 135	※ 1 128
その他	33	16
営業外費用合計	168	145
経常利益	658	133
特別利益		
子会社清算益	67	54
投資有価証券売却益	21	95
その他	—	15
特別利益合計	89	165
特別損失		
投資有価証券売却損	206	604
投資有価証券評価損	495	709
関係会社株式評価損	154	298
関係会社債権放棄損	182	—
その他	1	—
特別損失合計	1, 041	1, 612
税引前当期純損失 (△)	△293	△1, 314
法人税、住民税及び事業税	0	13
法人税等合計	0	13
当期純損失 (△)	△294	△1, 327

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金		
						繰越 利益剰余金	合計		
当期首残高	6, 891	5, 147	3, 265	8, 412	959	4, 373	5, 333	△4, 182	16, 454
当期変動額									
剰余金の配当						△169	△169		△169
当期純損失（△）						△294	△294		△294
自己株式の処分			△27	△27				52	24
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△27	△27	－	△463	△463	52	△438
当期末残高	6, 891	5, 147	3, 238	8, 385	959	3, 909	4, 869	△4, 130	16, 015

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,552	△1,552	181	15,083
当期変動額				
剰余金の配当				△169
当期純損失（△）				△294
自己株式の処分				24
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△255	△255	12	△243
当期変動額合計	△255	△255	12	△682
当期末残高	△1,808	△1,808	193	14,401

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
						繰越 利益剰余金			
当期首残高	6, 891	5, 147	3, 238	8, 385	959	3, 909	4, 869	△4, 130	16, 015
当期変動額									
剰余金の配当						△84	△84		△84
当期純損失（△）						△1, 327	△1, 327		△1, 327
自己株式の処分			△97	△97				156	59
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									－
当期変動額合計	－	－	△97	△97	－	△1, 411	△1, 411	156	△1, 352
当期末残高	6, 891	5, 147	3, 140	8, 287	959	2, 497	3, 457	△3, 973	14, 663

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,808	△1,808	193	14,401
当期変動額				
剰余金の配当				△84
当期純損失(△)				△1,327
自己株式の処分				59
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,505	1,505	△25	1,480
当期変動額合計	1,505	1,505	△25	127
当期末残高	△302	△302	168	14,528

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）は主として定額法、その他は定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～47年

その他 5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段-----金利スワップ

ヘッジ対象-----借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件に該当すると判定される場合にはその判定をもって有効性の判定に代えることができることから、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響)

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	4,787百万円	5,348百万円
短期金銭債務	4百万円	4百万円
長期金銭債権	68百万円	61百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,519百万円	903百万円
営業費用	44百万円	42百万円
営業取引以外の取引高	140百万円	107百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料	219百万円	224百万円
賞与引当金繰入額	39百万円	39百万円
支払手数料	294百万円	259百万円
減価償却費	29百万円	22百万円
租税公課	68百万円	126百万円
おおよその割合		
販売費	0%	1%
一般管理費	100%	99%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2020年3月31日	2021年3月31日
子会社株式	9,313	10,724
関連会社株式	102	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	330百万円	1,749百万円
貸倒引当金	52百万円	53百万円
関係会社株式	2,789百万円	1,617百万円
投資有価証券	663百万円	867百万円
賞与引当金	12百万円	11百万円
株式報酬費用	91百万円	85百万円
その他有価証券評価差額金	553百万円	92百万円
関係会社投資簿価修正	572百万円	572百万円
その他	79百万円	68百万円
繰延税金資産 小計	5,145百万円	5,118百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△330百万円	△1,749百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,815百万円	△3,369百万円
評価性引当額 小計	△5,145百万円	△5,118百万円
繰延税金資産 合計	－百万円	－百万円
繰延税金負債		
組織再編に伴う税効果	△59百万円	△59百万円
繰延税金負債 合計	△59百万円	△59百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△59百万円	△59百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	53	—	—	4	48	60
	土地	56	—	—	—	56	—
	その他	29	1	0	6	24	105
	有形固定資産計	139	1	0	11	129	166
無形固定 資産	ソフトウェア	39	—	—	10	28	489
	その他	41	—	—	0	41	2
	無形固定資産計	80	—	—	11	69	492

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	186	0	1	185
賞与引当金	39	39	39	39

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで		
定時株主総会	6月中		
基準日	3月31日		
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	特別口座 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 特別口座 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社本店及び各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額		
公告掲載方法	電子公告（ホームページアドレス https://www.daidoh-limited.com/ ） ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告します。		
株主に対する特典	毎年3月31日及び9月30日現在の単元株以上所有の株主名簿記載の株主の皆様へ、所有株式数に応じて当社商品及び買物割引券を下記のとおり贈呈いたします。		
	基準日	保有株式数	優待内容
	3月末	100株以上500株未満	当社ECサイト取扱商品の買物割引券
		500株以上1,000株未満	①当社ECサイト取扱商品の買物割引券 ②当社取扱商品
		1,000株以上	①当社ECサイト取扱商品の買物割引券 ②当社取扱商品
9月末	100株以上	当社ECサイト取扱商品の買物割引券	
(注) 買物割引券は、各基準日に2枚お送りし、当社子会社の株式会社ダイドーフォワードが運営するECサイト「NYオンライン」取扱商品を20%割引でご購入でき、1回のご購入で25万円（税抜き）までご利用いただけます。			

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- （１） 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- （２） 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第97期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月26日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第97期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月26日 関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第98期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

2020年8月7日 関東財務局長に提出

第98期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

2020年11月10日 関東財務局長に提出

第98期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

2021年2月12日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2020年7月1日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（投資有価証券評価損の計上）に基づく臨時報告書

2020年8月20日 関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2020年7月1日提出の臨時報告書に係る訂正報告書

2020年10月12日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月30日

株式会社ダイドーリミテッド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唯根 欣三	Ⓔ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木 斉	Ⓔ
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイドーリミテッドの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイドーリミテッド及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結子会社における繰延税金資産の回収可能性に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
税効果会計関係の注記に記載されているとおり、会社は連結子会社において繰延税金資産の回収可能性を見直し、繰延税金資産を取り崩した結果、評価性引当額が1,482百万円増加している。 繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済環境の影響、将来の課税所得の見積りに依存する。 当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断は経営者の判断と見積りの要素を伴うものであり、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であるため、「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。	当監査法人は、連結子会社の繰延税金資産の回収可能性の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・会社分類の判断が「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に準拠しているか検討した。 ・一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングを検討した。 ・経営者による将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の事業計画について検討した。将来の事業計画の検討に当たっては、直近の予算との整合性を検討した。 ・経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績とを比較した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響について、収束時期や収束後の市場動向に関する経営者の仮定を評価するために経営者と協議を実施した。 ・将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額の範囲内で繰延税金資産が計上されていることを検討した。

Pontetortoに関する固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会計上の見積りに関する注記に記載のとおり、会社は、2017年3月期にイタリアで衣料用素材の製造販売事業を行うPontetorto S.p.A及びその子会社1社（以下「Pontetorto」という。）を買収し連結子会社としたことに伴い、有形固定資産及び無形固定資産（のれん含む）等を構成要素とするPontetortoを一つの資金生成単位として認識している。会社は、当連結会計年度においてPontetortoののれんについて減損損失を553百万円計上している。 会社は、Pontetortoの事業に減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定している。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識している。 当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、Pontetortoの顧客からの受注予測を主要な仮定とした事業計画を基礎としている。 回収可能価額の見積りにおける上記の主要な仮定は、経営者の重要な判断と見積りの要素を伴うことより、当監査法人は、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であるため、「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。	当監査法人は、Pontetortoの減損損失の認識の要否の判定、及び減損損失の測定の合理性を評価するため、回収可能価額の検討に用いる将来キャッシュ・フローの見積りに関して、主として以下の手続を実施した。 ・経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績とを比較した。 ・事業計画における主要な仮定である顧客からの受注予測について、イタリアの担当役員との協議を実施し、過去実績からの趨勢分析の結果と比較することにより、経営者の仮定を評価した。また、直近の受注資料を入手し、受注予測の達成に向けた進捗状況を検討した。 ・のれんの減損損失の算定資料を閲覧し、割引率が企業に固有の事情を反映して適切に見積られているかどうかについて、利用可能な企業外部の情報との比較を含め検討した。

持分法適用関連会社の連結子会社化の会計処理	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
企業結合等関係の注記に記載されているとおり、会社は2021年1月29日に持分法適用関連会社である株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンの株式を追加取得し、2021年1月31日をみなし取得日として連結子会社とした（以下「企業結合取引」という。）。これにより、当連結会計年度の連結貸借対照表には企業結合取引により取得した識別可能な資産7,115百万円及び引き受けた負債3,392百万円が計上され、連結損益計算書には負ののれん発生益1,310百万円及び段階取得に係る差損677百万円が計上されている。 会社は「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第10号）に従い、企業結合取引は取得でありパーチェス法により会計処理を行った。また、会社は外部専門家を利用して、取得価額の妥当性の検討及び取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の認識の判定を実施し、取得価額と取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の差額について負ののれんとして計上している。さらに会社は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第21号）に従い、株式の段階取得により関連会社が連結子会社となった際の当該被取得企業の取得価額と、持分法による評価額との差額は、段階取得に係る差損として処理している。 当該企業結合取引の重要性を踏まえ、当監査法人は当該事項を「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。	当監査法人は、当該企業結合取引を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・経営者から追加取得の経緯を聞き取り、合理的な理由に裏付けられているか検討した。 ・企業結合取引が取得による企業結合である旨の検討を実施した。 ・経営者が利用する取得価額の算定及び取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の認識の判定を行った外部の専門家の適性、能力及び客観性に関する評価を実施した。 ・当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、取得価額の妥当性及び取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の評価方法を検討した。 ・会社が取得した識別可能な資産及び引き受けた負債について、契約書等の関連証憑を閲覧し、契約内容との整合性を検討した。 ・追加取得基準日の持分法適用関連会社の資産及び負債残高について検討し、経営者が識別した資産及び負債との整合性を検討した。 ・負ののれんの算定資料を閲覧し、算定方法につき会計基準の要求事項等を踏まえ評価した。 ・段階取得に係る差損の算定資料を閲覧し、算定方法につき会計基準の要求事項等を踏まえ評価した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ダイドーリミテッドの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ダイドーリミテッドが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

株式会社ダイドーリミテッド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 唯根 欣三 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 齊 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイドーリミテッドの2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイドーリミテッドの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、貸借対照表において子会社株式に対する投資を関係会社株式として10,724百万円計上している。 会社は「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）に従い、子会社株式の実質価額が著しく低下した時は、回復可能性があるものと認められる場合を除き、相当の減額を行うこととしている。 当監査法人は会社が持株会社であることを踏まえ、関係会社株式の財務諸表における金額的重要性が高く、実質価額の著しい下落により減損処理が行われると、財務諸表全体に与える金額的影響が大きくなる可能性があることから、関係会社株式に係る評価の検討を「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。	当監査法人は、当該関係会社株式の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・会社による関係会社株式の評価結果を検討するため、各関係会社株式の帳簿残高と各関係会社の実質価額との比較検討を実施した。 ・監査上重要と判断した関係会社については、実質価額の算定基礎となる会社の財務情報を入手し、その信頼性を評価した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役会及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【会社名】	株式会社ダイドーリミテッド
【英訳名】	DAIDOH LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 鍋 割 宰
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役常務執行役員管理部門担当 福 羅 喜 代 志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田三丁目1番地16号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番地20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員 鍋割 宰及び最高財務責任者 福羅 喜代志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本の枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

連結子会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3以上に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【会社名】	株式会社ダイドーリミテッド
【英訳名】	DAIDOH LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 鍋 割 宰
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役常務執行役員管理部門担当 福 羅 喜 代 志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田三丁目1番16号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員 鍋割 宰 及び当社最高財務責任者 福羅 喜代志 は、当社の第98期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。